議事速記錄第四十一號

昭和四年第二十四次居留民會臨時會議事速記錄

天津居留民團

議事錄目次

第一、第一生命保險相互會社ヨリ國債起債ノ件　一四
第二、實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件　一九
第三、電氣供給規程中改正ノ件　三六
第四、會計檢査委員一名補缺選擧　九五

昭和四年第二十四次居留民會臨時會議事速記錄

昭和四年十月十五日 於公會堂

議事日程

第一、第一生命保險相互會社ヨリ國債起債ノ件
第二、實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件
第三、電氣供給規程中改正ノ件
第四、會計檢査委員一名補缺選擧

出席議員 四十九名

○議長 吉田房次郎
小谷万次郎 太田岩吉 宮武德次郎 山田榮治
川島範夏 瀨底正敏 手島喜兵衛 金山喜八郎
吉田久 中村鐵一 大澤大之助 田村俊次
小倉章宏 吉野久七 上野壽 鷲田小平治
武田守信 森川照太 松田開一 清水一太郎
五十嵐重吉 郷茂行 鐵治靜一郎 勝田重直
長瀨安平 古田治四郎 臼井忠三 清水幸三郎
鹿田多三郎 山上逸 高瀨伸 鹽谷信次
眞藤榮生 植前香 千葉初藏 永安平吉
松尾豐實 野崎誠近 佐々木敏丸 小倉知正
砂田實 藤田語郎 太田万吉 田中鑄太郎
石川通 足立傳一郎 遠山猛雄 金井潤三

出席行政委員 九名

○會長 上野壽 田村俊次 大澤大之助 松尾豐實
藤田語郎 臼井忠三 勝田重直 遠山猛雄
田中鑄太郎

午後七時四十五分開會

吉田議長着席（拍手起る）

○議長（吉田房次郎君） 是れから開會致します、只今迄の出席の方が四十六名ございます、半數以上といふのでございますから四十六名で臨時民會は成立致しました、夫れから民會議員の移動を一寸御報告申上げます御承知の通り西村博君がお亡くなりになりました、土岐正直君、大崎犬生君がお歸りになりました、更に補闕として中村鐵一君、太田岩吉君、山田榮治君の三人が御上任になりました、一寸三人お立ち下さいませんでせうか。（三名起立、拍手）夫れから行政委員の補闕と致しまして遠山猛雄君が御上任になりました、一寸之れだけ御報告申上げて置きます、夫れでは二十四次の臨時民會を之から開會致します、議事日程に先立ちまして

恒例の如く總領事から御訓辭がある筈でございますから暫く御聽聽を願ひます。

○岡本總領事（拍手）

今回第二十四次居留民會臨時會を召集致しまして本夕茲に諸君のお集りを願ひましたのは、既に御承知の通り當地の邦人實業復興資金と致しまして、第一相互から三拾萬圓を當民團に於て借受けるといふことの豫約が出來たのであります、從つて此の三拾萬圓を果して借りるが宜いか何うか、といふことに就て諸君の御決定を願ひ度いといふことが第一の目的であります、夫れから第二の目的と致しましては右參拾萬圓を借受けること丶なつた場合に之を如何に利用するか、之を如何なる方法に依つて貸付けるかといふことに就ては種々なる研究を必要とする次第でありますが、其の審議の結果其の貸付方法之に就きましては行政委員會に於て審議を遂げたのでありますが、其の審議の結果其の貸付方法の調査研究又は之に關する立案等に就きまして行政委員會の決定する所に御一任を願ひ度いといふ決定をしたのであります、就ては其の決定の通り茲に御決定下さるかどうか、といふことの贊否に關して諸君の御意見を求めたいといふことが第二の目的であります。

此の點に就きまして行政委員會に於て有して居ります腹案に就きましては詳細上野行政委員會長から御説明があること丶思ひますから私は茲に諸君に對して詳細を申上げる必要はないと思ひます、只此の借入金に就きまして一應諸君の御諒解を得て置き度いと思ふことが御座います、夫れは借入金の實際の貸付自休であります、之は監督官たる私と致しましては民會又は行政委員會自休の御決定にお委せする譯に行かないのであります、其の點だけは御諒承願ひ度い、即ち如何なる御決定を此の際に於て爲されましても貴下方だけの御決定には監督官たる私はお委せすることは出來ないのであります、又行政委員會が如何なる決定をしましてもこれ亦氣に入らなければ私

は其の決定に從がうことを承認しない積りであります、此の點に付きましては豫め諸君の御諒解を得て置き度いと思ひます。

併し乍ら此の貸付自休に就きましては議事日程第二の「實業復興資金團債貸付方法に關する件」此の件を御決定になりますれば貸付自休に關して形式上行政委員會に御委任がしてある筈であるといふことの御諒解を以て御審議を願ひ度い。

次に私が本會を招集致しました第三の目的に就きまして多少の沿革を諸君に此の席で申上げて御參考に供して置き度いと思ひます、私は去る五月に當地に赴任して參りました、當地に於きまして冷藏用として使用されて居る氷が、下水其他汚いものが流れ入み、從つて水中に幾多の黴菌がある、そんな所の水を凍らせた所謂泥氷なるものが使用されて居る、といふことを知つて實は甚だ驚いたのであります。

夫れで此の事態は當地日本租界の公共衛生上一日も見逃がすことが出來ないのであります、就ては之を禁止しなければならないといふことを決心したのであります、所で茲に今禁止を致しまするとすれば其の結果として現在の如く高い人造氷の使用を餘儀なくさせるといふことは日本租界内に住つて居られる諸君並に其他の方々に甚だお氣の毒である、就ては如何にすれば人造氷を安く供給せられるかといふことの考慮を廻らさなければならない、夫れは行政官たる私の立場としまして諸君に對してさういふことを考慮しなければ甚だ不親切になるし又行政官たる私としましてさういふ考慮を廻らすのは義務であると考へたのであります。

夫れで色々研究もしましたし又多少の考慮を廻らしたのでありますが、人造氷の價格が其の製氷に使用される動力の價格如何にかゝるといふことは當然のことであります、所が幸にも當地に於

きましては電氣事業を民團に於て經營して居る、夫れで事業の性質上、若し製氷を特別の安い値段を以て供給し又製氷の量に於て日本租界内の需要を滿足に滿たし得るやうな計畫が出來るならば民團は之に對して公益上の見地から普通の料金より安い價格を以て電力を供給することは一向差支なく又斯くするのが寧ろ至當であると私は考へる、所で幸にして其後製氷會社を設立せしめる計畫が進捗しまして目下相談中だと私は聞いて居るのであります、此の目下計畫中の製氷會社に對して前申しました公益上の見地から民團が特別の減價を以て會社に電力を供給することが適當であるか、適當でないかといふことに就て諸君の御審議を願ひ度い、之が即ち今席民會を招集致しましたる第三の目的であります。

夫れから終りに會計檢査委員が今缺員を生じて居りますから、之に對して一名の補闕選擧を此の機會に於てして頂き度いのであります。

以上が今夕民會の臨時會を招集致しました目的であります、どうぞ議事日程に載つて居ります諸案に就きまして充分の御審議をお遂げにならんことを希望致します。

尙此の機會に於きまして私から希望乃至は今後私が此の租界の行政に關して取つて行からうと決意した點を諸君の御參考迄に申上げ度いと思ひます。

少しく大袈裟に聞えますが、今や天津に居住して居る日本居住民は十字街頭に立つて居る、從つて、之は見方に依りますが、新たなる態度を決定するのには私は絶好の時機でないかと考へて居る、茲に議案に出て居ります通り、一方には實業を振興せしめる目的で以て參拾萬圓の團債を起すことになつて居る、其の金額は僅かに參拾萬圓でありますが之の利用方法如何に依つては或は少しく誇大の言かも知れませんが或は在天津の日本人の更生の道を策することも出來ないではな

いかと考へらるるのであります、併し乍ら斯くの如き結果を生ずるが爲に最も必要でありますのは天津に於ける日本人の意志であります、即ち如何なる心掛を以て之に處するかに繫るのであります、之れを露骨に申しますと、或は法を潛り、或は良心の苛責を受け、戰々競々とし乍ら生活の途を講ずる乃至は利益を圖るといふが如き根性で以て處して行くとすれば斯かる生活乃至は斯かる手段に依つて生じまする日本の租界の繁榮がありとすれば、日本租界が如何に繁榮するとしましても其の生活乃至は繁榮は穢れたる生活乃至は繁榮であり不名譽なる繁榮である、具体的に申しますれば天津の日本居留地は今や禁制品屋の巣窟といふ評判を取つて居る、之は支那全國内に此の評判がある許りでなく、今や世界的に此の評判が擴がらうとして居る、此の事態は眞に天津を愛する者から見ますれば非常に遺憾な事態であり、又眞に健全なる經濟上の發達を天津に居ります日本人が致しまするに就きまして甚だ邪魔になることである、夫れでありますから此の機會を轉機としまして此の忌はしき事態を改善し洗濯をしたいと考へる、さうして正しく健全なる步調を以て前進して行きたいといふことを私は切に希望するのであります、之が眞正の意味に於ける經濟上の發達であると信ずる、即ち禁制品の密賣の如き權道に依らないで正々堂々たる手段に依つて經濟上の發達を圖るといふことが是眞正の意味に於ける經濟發展であると私は考へます夫れから他方領事館の之に對する方針如何といふことも、此の席上御披露して置きたいと思ひます領事館と致しましては此の際徹底的な取締方法を講ずる決心を持つて居ります、本件に關しましては世評種々なるものがある、併し乍ら私が此處に總領事として在任して居る間は此の取締を徹底的に行けうと思ひます、さうして及ばず乍ら天津の日本租界の淸潔法を斷行する覺悟であります、之を茲に諸君に御披露して而して諸君の此の點に關する、御助力を願ひ度いと考へます、

今迄に又お知合の方に斯かる業務に從事せられる方があつたとすれば何卒之等の人を促がして正業に復歸させるといふことに御盡力を願ひ度いと思ひます、此の點は私から諸君に向つてお願ひ致して置く次第であります。

夫れから今一つ私の希望を諸君に申して置き度い事があります、夫れは從來居留民諸君の中に公の事を議する上に就きまして個人間の感情が主となつて徒黨を組んで自分と考が違ふ若くは自分の反對者である人のやる事を互に邪魔し合ふといふ風があることを私は在任以來僅かの日月であるが、さういふ印象を受けて居るのである、斯かる事は甚だ好ましからないのでありまして、事苟も公事を議せられるに就きまして、個人間の感情又は徒らに黨派的感情は一掃されて全く公平若くは大局から見た判斷を常に下されるといふことを私は切に希望して置く次第であります、夫れでなければ甚だ卑近な例でありますが、片方の側が賽の河原に石ころを積上げて居るのを見ると反對の側が其の石ころを積上げたのを壞してしまふ、又壞した方が石ころを積上げれば前の壞された方が又壞しにかゝるといふ具合にあつては天津に於ける經濟上の發展にも延ては障碍を及ぼす結果になりはしないかと思ひます、私も之等の事態は微力乍ら且私に附與せられて居ります法律上の權能に依り假借せず之等の事態を矯めやうといふ決意を近來するに至つたのであります就きましては何うか天津全体の居留民の繁榮の爲に黨派的感情を根絶してお互に協調して天津の日本居留地の繁榮をお圖りになるやうにして頂き度いといふことを特にお願ひ致して置き度いと思ひます。

併し乍ら人は面を異にする如く各自見る所を異にするのは已むを得ない次第であります、從つて意見を披攊したり批評を試みられること迄止めやうといふのではありません、只徒らに個人間の

感情に囚はれ若くは黨派的感情から公事を議されることは甚だ好ましいことでないといふことだけを此の際申上げて置きます、何うか公共の爲に虛心擔懷總ての議事を御議了御審議になるやう願ひます。（拍手）

○森川照太君　只今總領事の御訓示謹聽致しました、民會議員なり居留民なり個人的感情や黨派心を以て公事を議する事の非なることの御訓示御尤もと存じます、若しさういふ事實があるならば甚だ間違つたことでありますからさういふ事のないことを期さなければならないことは當然でございます、私も永い間民團行政の討議には參加して居ります、此の間屢々私は感情で議するとか黨派心を以て議するといふ議論を以て非難されたことがあるものでございます、併乍ら私一個としては公事を議するのに個人の感情とか黨派的な考を以てしたことはございません若しも總領事に於て私に關してさういふ御考をお持ちになるならば私は斷じてさうでないといふことを申上げて置く必要を認めます、夫れと同時に只今御來任短日月であるが其の事實を認められたといふことに立却しての御訓示もございましたが、他にさういふ方があるといふことならば私は存じません、併乍らあつたならといふことでなく、あるとお認めになつてのお話でございますが、私一個は茲に明らかに明言して置きますが、さういふ個人の感情や黨派的の考を以て公事を議するといふことの非難を今日迄受けたものは私一個に於ては總て間違であるといふことを確信して、自分の良心に顧みてやましくないものでありますから只今の御訓示は私に對しては受ける必要のなかつたものと、斯樣に考へますから一言領事にお斷り致して置きます。

○議長（吉田房次郎君）

之から議事日程に入る筈でございますが、今年の六月に實業復興資金に就きまして夫迄の經過を

御報告申上げました、未だ其後の經過を御報告申して居りません、行政委員會には御報告申しましたが・皆樣御異議なければ此の機會に御報告申し度いと思ひますが、如何でございませうか、時間も餘計無い事でございますから又他の機會に致しても宜いのでありますが、皆樣が御異議なければ簡單に申上げたいと思ひます。

「異議なし」と呼ぶ者あり

大田副議長議長席に着く

○吉田房次郎君（登壇）

夫れでは實業復興資金を借る事に付きまして今年の六月の協議會で夫迄の經過を御報告申したのでありますが、其後の經過を簡單に申上げ度いと思ひます、御承知の通り最初は復興資金と致しまして二百萬圓の低利を政府に請願をして借入れるといふことが最初の出發點であります、所が何うしても外務省に請願致しましたが今年に於ては政府に餘剰金がない、夫れから低利資金を支那に出すことは出來ないといふことでありまして此の請願には御同情はあつたのでありますが何うしても政府の容れる所にならなかつたのであります、其の結果百五十萬圓といふものを民團が起債をしてさうして百萬圓を借替に使ふ、五十萬圓は復興資金に使ふ、といふことに對して外務省の御諒解を得たのであります、夫れで其の方針に從ひまして各銀行會社其他有ゆる金融業者方面に運動したのでありますが、何うしても投資するといふことは從來の例に對して非常に危險である、且いつ何時金の解禁があるか知れない、といふ狀態にある場合でございますから前内閣時代でありますが、金融會社は國庫の保証のない限りは貸すことが出來ないと何れも承知しなかつたのであります、最初に第一保險相互會社に相談致しました、色々なことがあつたのであります

が、結局第一相互はお貸しするか、せんかといふことは六月中に申上げる、夫迄に用意して置くといふことでありまして私は歸つて來ました、其の時分に尚五十萬圓は東京建物會社から萬一第一保險の出來ない場合融通して貰ふといふことの話はして來ました、所が之の利息が九朱でございまして其の當時から外務省がお許しになるかならぬかが問題であつたのであります、併し第一相互が萬一いかぬといふ時分には之を借りる他ないと私は決心して居つた、兎に角第一保險が多分出來ると考へまして私は歸つて來た、其の事は六月中に皆樣に申上げて置いたのであります。所が其後第一保險相互會社から外務省を經由して總領事の所に返事が參りました、といふのは百五十萬の半額七十五萬圓を第一相互で出す、併し單獨に出さぬ、後の七十五萬圓を他の金融會社が天津に貸すといふことならば自分の所で半分出す、双方で百五十萬圓になるといふならばお貸ししやうといふ返事があつた、私は何うしても一方の相手を造らなければならない、と思ひましたから、聯合會で上海に行きました其の足を以て日本に參りました、さうして大阪の住友に交涉致しました、之には大田君なり鈴木さんなり大變御盡力下さつたのであります、最後に坂本君が天津に關係がございましたから先づ坂本君に相談したのであります、住友でも從來支那に出した金が一向返らない、非常に成績が惡い、成る程民團の金と違ふだらうけれども、支那に出すことは何うしてもお斷りしたい、といふことでありました、夫れから尚其の時分には既に新内閣になつて居つて金の解禁が唱へられて居つた時であります、此の後どんなに財界の變動を起すか解らぬ、内地でも長期の貸付はしないのであります、或一部に就て短期は銀行で融通して居るが、長期は融通して居らないので、此の場合住友に相談しても出來ないといふことを住友から聞く申されました、夫れから坂本君其他私の知つて居る方も段々御奔走下さつたのでありますけれども、

到底望がないといふことであります、仕方御座いませんから野村を通じまして大阪の各金融會社に交涉して見たが、大阪では何うしても支那の民團に貸すといふ諒解がないのであります、何うしても之も出來ません、仕方がないものでございますから再び東京に行つて運動しやうと思つて居る時に第一相互の方も、前に外務省から御返事致しました半額を引受けることは更に財界の形勢が變つたに就て重役會議を開いた所が當分金の解禁を見て財界が安定する迄一切金を出さぬといふことに方針が變つたので、折角御返事して眞に恐縮するけれどもお斷りしたいといふ返事が來ました、其處で私は七月二十七日に東京に出まして色々外務省にお願ひしました所が、私が上京しました以前から外務省では非常に御心配下さいまして三菱其他の金融銀行即ち其他の金融業者に向つて色々御交涉下さつた、所が非常に天津民團に同情はあるのでございますけれども、支那に投資するといふことは日本の金融業者は危險なものとされ貸付けない、國庫の保証しない限り何うしても出せぬといふ、所が國庫の保証といふことは議會の協賛を經なければならない、非常な仕事でありますから到底出來ない、其處で民間では出來ないと外務省でもお考になりまして更に何とかしてやり度いから、といふことで色々大藏省に御相談下さつた、大藏省では何うしても低利資金を出すことは絶對出來ない、現在の低利資金運用委員會は支那に一切出さぬといふ固く申渡しがあつて公私共如何なる團体如何なるものにも低利資金を貸すことが出來ない。といふことで色々御相談下さつた結果大正九年上海に國庫から五百萬圓正金を經て出て、其の金が百萬圓當地にも來て居る、夫れが五六十萬圓殘つて居る、夫れは途中で方針が變つて上海に貸付けることは止めた、其の金が正金に殘つて居る、夫れが近日國庫に歸ることになつて居る、夫れを國庫の方で直ぐ回收しないから、先づ正金銀行と外務省の間で御相談になつて之を天津にお

貸しになつたら何うか、と大藏省の方から話があつて、外務省でも何とかして借りてやらうといふことでございまして、十數回も御交涉下さつた、所が一面又正金も非常な苦しい立場になつて居りまして、何時でも國庫に返すといふことになつて居るのであります、之を自由に正金でお貸しすることは出來ない、少くも大藏省から天津に貸してやつて呉れ、といふことであるか、さもなくば外務省が御保証下さるのでなければ貸すことは出來ない、といふことで正金も色々苦心されて居つたやうであります、色々正金に交涉したのでありますが、此の金が何うしてもきまりません、茲に於て致方ございませんから更に建物會社の五十萬圓を借りたら何うかといふことでございましたから、色々御相談申上げました所が、九朱の利息の金を天津民團に借らすのは外務省の本意でない、外務省では銀資金の五十萬圓を交涉して居るから之が出來る迄待て、兎に角八朱の天津の從來の團債すら高いと思つて居る、九朱のものを借らすといふことは何うしても外務省の本意でない、絶對に借りるこは許さんと仰有いました。

所が一方には建物會社も本年六月迄に貸すと申して居る、七月に行つた時にも貸すことの話があつたのであります、が段々建物會社の方針も重役會議を開いた結果建物會社々債が三百萬圓あつたものが出來なくなつて來た、豫約してある銀行から斷りが來たのであります、此の三百萬圓の社債が出來ないと天津に五十萬圓を廻すことが出來ないといふ譯で建物會社から斷はられた、之で第一保險を復活させる他ない、といふので第一保險に向つてしきりに交涉したのであります、所が八月頃でありますから避暑に行つて皆留守であります、夫れで非常に困つたのでありますが東京迄歸られるのをお待ち致しまして色々交涉致しました結果、兎に角保險會社としては天津と格別縁故の深い保險會社が何處も貸さぬといふ時分に第一保險が貸すことは非常に困る、實は同

業者が第一は危險だ金融の方法が變つた、といふことを流布されると保險募集に非常に影響する夫れから農商務省の保險課で各保險會社に投資する範圍が極つて居る、之に對して商工省に向けて度々天津の民團に貸して差支ないかと伺ひますけれども返事がない、其他一旦重役會議で否決した事をもりかへすのは吾々の權威に關する、といふことで外務省は逃げられたのであります、夫れから外務省から色々御援助願ひまして八月十三日再び重役會議を開いた、私は少くも五十萬圓に極ると思つて居つたのでありますが三十萬圓だけ出すといふことになりました、金は極く僅かでございますが、第一が支那に三十萬圓を投資するといふことは非常な財界の問題でございまして東京、大阪の大新聞に出たのであります、第一保險の投資の結果は餘程注目に値する、といふことを各新聞にうたつて居りました、此の成り行きは日本の新聞も見て居ります、夫れから三十萬圓の借入に就きましては外務省も色々御心配下さいまして、之は償還の方法は餘程確實にならなければいかん、といふことで非常に天津財政といふことに就きまして御研究になりました、其結果償還の期限をつめやうといふことでありまして、之を條件としまして九月九日になつて外務省から三十萬圓借りることに就て御內諾を得たのであります、夫れから直に保險會社に交渉しまして當地で公正證書を作成し之に登記するといふ第一保險の委任狀を發行して貰つて歸つて來たのであります、條件其他詳しいことは參考書がついて居る筈であります、何うか御覽願ひ度いと思ひます、一寸概略申上げます。（拍手）

吉田議長、大田副議長と交替す

○議長（吉田房次郎君）

一寸議事日程に入る前に民團の方から御報告したいといふことでございますから。

○理事（松本文三郎君）（登壇）（拍手）

數年來係爭中でありました民團と支那人張文祁の土地所有權確認の訴訟事件は相手方の張文祁の方から大審院に上告中でありましたが七月二十五日上告が棄却となりまして之にて本件は一切完結致しました、民團の勝訴が確定致しましたから御報告申上げます、（拍手）次に來年度支拂期限になつて居ります民團債の花旗銀行からの借欵七十二萬弗の件でございます、之は前の民會に於きまして五年繰延の更新契約をすることに先方と交渉することになつて居りました、其後期限前と雖も一部又は全部支拂を爲すことを得といふ條項を追加するといふ條件で以て外務省に認可の申請中でございます、多分近日中に認可を受ける見込でございます、夫れだけ御報告致して置きます。（拍手）

○議長（吉田房次郎君）．

議事錄署名者をお願ひ致します、砂田實君、石川通君にお願ひ致します。（拍手）

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは議事日程に入ります。

議事日程第一「第一生命保險相互會社ヨリ團債起債ノ件」

○行政委員會長（上野　壽君）

第一の議案に就きまして一寸說明致します、御承知の通り此の實業復興資金を借りるといふことは、其の始りは昨年十一月二十四日に富成氏他九十二名といふ多數から民團に實業維持振興資金の特別貸付の運動をして貰ひ度いといふ願書が出ました、夫れで行政委員會の方では色々審議致しました所が此の願の趣意は主に不動產所有者だけに限つて居りました、不動產を持つて居る人

が金融の道が開けて居ない、實を持ち乍ら夫れを融通することが出來ない、夫れで先年正金銀行の特別貸付金といふものがありまして此方でも夫れを色々利用した人がありましたのですが、丁度さういふやうな性質の金を政府から低利で貸出して貰つて其の金を正金銀行とか朝鮮銀行とか然るべき銀行に置いて貰つて相當な不動產や擔保を以て融通出來るやうにして貰ひ度い、此の事を政府に請願して貰ひたいといふことでございました、其の當時行政委員會で色々審議致しました結果は何うも不動產所有者だけに民團が種々の周旋をし又從つて費用を使ふが如きは公平を缺く慊れがある、若しさういふことをやるなら寧ろ不動產貸付以外の商工業の金融にするやうな信用貸も同時に願つた方が宜からうといふことになりましたので一月の末に協議會を開いたのであります、實は臨時民會を開いて御相談する筈でありましたが、當時種々の事情があつて臨時民會を開く運びに至らなかつたのであります、之は其の當時協議會でもお話しましたので定めて諸君も御記憶の事と思ひます、右の協議會で議がまとまりまして、此處に居られる吉田議長、富成氏並に小林陽之助君が東上された次第であります、其の後に就ては此の前の協議會の時にもお話致しましたので御記憶でありませうが、第一案といふものは二百萬圓を借りる積りで居つたのであります、所が夫れは成功しないで只今吉田氏から御報告になりました通り第二案の百五十萬圓といふことになつて、其の請願の途中一應歸られて、さうして再び上京される以前に更に協議會を開いて其の途中のなり行きを御報告し、夫れから又此の趣意で運動を續ける積りであるといふことの御相談を致して置きました、之も實は臨時民會を開き度い積りでありましたけれども種々理由があつて開く運びにならなかつた、此の理由も其の當時お話申上げてある筈でございます、次いで運動の結果先刻吉田議長から御報告の通り先づ第一生命保險相互會社から三十萬圓許りの豫約だけは出來て居る次第であります、右のやうな事情から未だ當民會の正式な御承認を得て居ないのでありますから、其處で第一の議題にある通り此の度各位の御協贊を得て決定致し度いと思つて居ります、誠に殘念な事は、實は貸付の方法に就ても詳細の立案を以て此處に御相談致し度いのでありますが、最前監督官からも一寸お話がありました通り愈々之を貸付けるといふことになりますと監督官の方にも種々御意見がおありのやうでございますし、又外務省の意嚮もございますし行政委員會だけで決定するといふ譯に行きません、夫れから大体のことは前の協議會の時に配布致しました請願書にもちやんと貸付方法も一通りは示してあるのです、其後行政委員會としてはありませんが、民團當事者に於ては種々研究を續けて居りまして之に書いてある方法よりももう少し進んで詳細に亙つた腹案を持つて居りますけれども直に議題にして今日御協贊を經ることの出來ないといふ事情にあることは私共として甚だ遺憾に存じます、何うも行政委員會で決定出來ない事項でありまして監督官の御認可を得なければならない、從つて監督官の御意嚮も充分尊

重しなければならないといふ事情もありますも、外務省の御意嚮もあるとすれば行政委員會で極めたものを御決定願つた所が徒に夫れは此處で極めたといふだけで實地に夫れを施行することが出來ないやうに相なりますので、實はさういふ理由を以て議題には揭げてありません、が大体は最初の請願書に書いてありますので、あれにもう少し精密なる且進步した方法を腹案に持つて居るといふことを御承知願つて差支ないのであります但し腹案通り行くか否やといふと之は此處では確定しませんので何れ私共の考では行政委員會に其の立案を御一任願つて行政委員會で充分審議をし且又金融業者であるとか當地の事情に精通して居られる方々の御意見を聞いてさうして立案する、其の場合は監督官廳の御意見を尊重する積りであります、其の邊を何うかよく御諒知願

ひ度い、甚だ私共も茲に資金を借りるといふ問題を出すと同時に如何なる方法を以て貸付けるといふ事をば議題に出せないことは殘念ですけれども已むを得ざる事情でありますから其の邊御諒知願ひ度い、貸付方法の大体は多分御記憶と思ひますけれども、今私共が腹案として居るのはどんなことであるかといふことを一言申上げて置き度いと思ひます。

此の度の金額は三十萬圓、此の三十萬圓を二つに分けて一つは十萬圓、一つは二十萬圓、此の二樣にするのです、十萬圓といふものは金融組合といふものを拵へさせまして金融組合に資金として貸付けるのです、夫れから殘りの二十萬圓を實業復興資金として別に貸付けるのです、詰り兩樣になるのです、其の趣意は何ういふ譯であるかといふと折角金を貸しても之を商工業詰り實業の實際に運用して貰はなければ無論浪費されてはたまりませんし、其の他無益に使はれてはならない、何うしても商工業に活かして使つて貰ひ度い、といふ積りで金融組合を拵へさせる積りであります、此の金融組合に會員がありまして其の組合員に貸付けるのです、商工業者にして實業復興資金を借りたいといふ人は金融組合の組合員になつて貰はなければならないのです、夫れから之を貸付ける方法は何ういふことになるかといふと實業復興資金の方では審査委員といふものが出來る、之は今の腹案では例へば十人であるならば六人は監督官廳の御選定を願ふ、後の四名を行政委員會か乃至は民會で選擧する、斯ういふ積りでございます、若し五人であつたならば三人が官選の委員で、二人を民間から選擧する考であります、多分五人位で宜いと思つて居りますが、或はもう少し殖えるかも知れませんけれども、確定した數ではありませんが、私共の腹案では最初十名といふことにしたのであります、何處から十名が出たかと云へば漢口が十名になつて居ります、漢口が矢張り低利資金を政府から借りて居りますが之の貸付審査委員が十名で出來で

居る、さうして六名だけが領事の方から指名されて四人の中二名が行政委員、二名は在留民の中から選擧をします、此處は其の通りではいかんと思ひまして、五名で宜いと思つて居ります、借りる人は如何なる資格の人かといふと實業に從事して居つてさうして金融組合に入つて居る人であつてそして三人の連帶責任が要るのです、一人に對して最高二千元といふ積りであります、夫れから擔保があればもう少し餘計貸しても宜しい信用貸は二千元といふ積りで二千元の中例へば千元借りる人があつたとすると一割だけを天引して置くのです、夫れから三割といふものは必ず金融組合の方に拂ひ込まなければならないといふことになるのです、其處で三割拂ひ込んだ人は實際之を商賣なり工業に使ふ時は審査委員に於て夫れを認めた時は三倍迄貸すのです、千元拂ひ込んで居る人には三千元迄貸すといふことになつて居ります、商賣人であつて若し信用上の保証にする時は五割迄夫れを保証してやる、千元拂ひ込んであれば五千元迄は保証してやる、斯ういふ考でありますから相當に利用出來ると思ふのです。

夫れから二十萬圓の復興資金を十年間の期限といふことになつて居りますので十年間に貸付けまして年々一割五分づゝ元利金として拂込ませる、さうすると十年すると夫れが綺麗に終へてしまふのです、まあおらかたさういふ貸付方法であります。

夫れから金融組合の方は最前申しました通り十萬圓を以て資金とし、組合員は少くとも三割を預けなければならないといふことになりますから、二十萬圓の三割ですから六萬圓入つて來る譯です、十六萬圓を以て貸付して行く積りになつて居ります、其の方も矢張り三人連帶責任で一個の團体を拵へて借入を申込むといふ仕組みになつて居ります、夫れから金融組合の方も期限はなるべく短いが宜い、之は商賣並に商業上ぐる〳〵廻るのですから三ケ月を經過し生活上の狀態が惡

くても許すことは出來ないといふことになつて居ります、尙御質問があればお答へ致しますが、大体さういふことになつて居ります、永い月日を費して漸く出來ました團債でありますから是非諸君の御協贊を願ひたいと思ふのであります。

○議長（吉田房次郎君）

一寸申上げますが議事日程第一でございます、第一讀會でございますから質問を先にして後に御意見をお述べ願ひ度いと思ひます。

○小倉章宏君　只今議事は日程第一に入つて居ると思ひますが、會長の御說明を承ると第一、第二の議題に關聯して居りましたから便宜上第一、第二を一括して議題とされたら如何かと思ひます

○議長（吉田房次郎君）

便宜上第一、第二は聯關して居るのですから皆さん御異議ございませんければ第一、第二の問題を一括して宜いと思ひます。

「異議なし」

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは議事日程第一、第二を一括して問題と致します之に關する御質問がございますれば。

議事日程第二「實業復興資金團債貸付方法ニ關スル件」

○永安平吉君　貸付に就ては外務省に參考書をお出しになりました、此の案が御承認になるものと思ひますが、之に對してお尋ね致します、今金融組合に對しては二千弗といふやうなお話がありましたが此の出資といふ第七條の條項から見まして此の條項には貳百口となつて居ります、最大限度二千弗に、といふお話があつたやうですから二百口二倍に致しまして、一萬弗、一萬弗の二

倍と致しましても二萬弗迄出來るやうになつて居ります。

○會長（上野　壽君）

二百口となつて居りましたが、段々研究して他處の振合を聞いて見ますし、先日北京の御承知の藤原正文といふ方は信用組合、金融組合に大變深い經驗を持つて居られますし、又大變其の道に詳しい人でございます、其の方にも色々御相談致しましたならば先づ二百口は多過ぎる、百口位にしたら宜いだらうといふ御意見で百口にする積りでありますが、最初の請願書について居るのはお話の通り二百口になつて居ります、併し百口に替へたい積りで居ります。

○永安平吉君　百口になると五千弗になります、二倍融通するといふことになると一萬弗になります、二千弗を見當とされるならば。

○會長（上野　壽君）

二千弗といふのは復興資金です、混雜するのは私の申し樣がはつきりしなかつたかも知れませんが、復興資金と金融組合と二つになるのです。

○永安平吉君　引續いて申しますが、第三章の機關といふ所で理事は專任理事を置かれる積りか、他の職業を兼て居る人を置かれる積りであるか。

○會長（上野　壽君）

お答へ致します、民團には今度の三拾萬圓の監督をする人が出來ます、夫れと兼務した方が一番都合が宜いと思つて居ります。

○永安平吉君　私は希望として申上げますが成るべく之に經驗のある人を傭つて他の職業を兼務しない專任の理事にして頂き度い、夫れから第四章の第二十九條の終ひに行きまして「但し當分の

内外務省借入金を以て融通し組合員の出資金は銀行に預入るものとす」といふやうな條項が見出されますが、一方に金を借りて來て居つて組合員の出資を銀行のやうな低利な所に死藏して置くといふことは何うも金融組合としての本性を失ひはしないかと私は考へるのですが。

○會長（上野　壽君）
お答へ致します、夫れも改正することになつて居りまして、「本組合貸付資金は組合員出資金及外務省より借入れたる資金を以て之に充當するものとす」其處迄でお終ひです、其の下は消すことになつて居ります、貴下の説は御尤もです。

○郡　茂行君　第一生命保険會社から借りて來ます三十萬圓の金を償還致しますのは此の表に依りますと昭和七年、八年、九年の三箇年に亘つて支拂して終うやうに思ひますが其の通りでありますか。

○會長（上野　壽君）
左樣でございます。

○郡　茂行君　引續いてお尋ね致します、營業復活資金收支概算表と金融組合收支概算表を拜見致しますと、十箇年掛るやうに考へますが、五ケ年に分れますと何ういふ風にお拂ひになりますか

○會長（上野　壽君）
お答へ致します、二年据置で三年間に拂ふといふことは民團の財政として辛いのであります、從つて之を貸付ける法を二年とか三年とか精々長くて四年位にして置けば恰度宜いのですが、如何にも夫れでは短期に失して實業復興資金の趣意にかなはない、御承知でせうが、東京に實業組合といふのがありまして、色々研究して星野、といふ人が會長をして居ります、彼處から出て居るのは二十箇年の貸付になつて居ります最初一割天引して置くと夫れで全部返るのです、二十箇年であつたか二十五箇年であつたか一寸忘れましたが、長い期間でありますから一割天引して置くと元金を返すことが出來るやうな算盤になるのです、願くはさうしたいのですが、二十箇年は大變長いので十箇年といふことになりました、相當民團の財政の上に頗る困難を來すのであります實は夫れが爲に吉田議長は大變心配されまして恰度七、八、九年といふ三年は團債を償還すべきものがかたまつて非常に財政困難である、外務省から借りてある五十萬圓の償還を六年間延ばして頂き度い、もう一つは東亞興業から借入れてある所の百萬圓を三箇年延ばして貰ひ度いといふことをば最初から外務省に願つて略外務省の御内諾を得てあつたのでございます、今日未だ夫れが決定致しませんけれども民團は今日とも夫れに全力を注いで是非延ばして貰ふ積りで居ります遂二三日前本省から坪上といふお方がお出でになりましたが此の方は元財務主任でありました、其の方にお目に掛つて種々其の點に就てお願ひしたので、歸つたら十分盡力しやうといふお話を承つて居ります是非七、八、九の三年間は民團の財政困難の時代で是非延期をして貰ひたいといふ精神を以て今やつて居るのであります。

○郡　茂行君　引續いてお尋ね致しますが、さうすると延期して貰ふといふのは第一生命保険會社から借りるべき金を延期して貰ふのですか。

○會長（上野　壽君）
五拾萬圓の外務省の團債。

○郡　茂行君　埠頭の團債ですか、あれは無期延期でなかつたのですか。

○會長（上野　壽君）
いや〳〵さうはいきません、外務省だけには一應御内諾を得たのでありますけれども夫れだけでは確定致しません、繼續して居るのであります。

○鍛冶静一郎君　行政委員會に一任してあるといふことですが、一任せられて案が出來ました結果其のまゝ御實行になるのでございませうか、夫れとも民會に諮るお積りですか。

○會長（上野　壽君）
是非民會に諮り度いと思ひます、之に就て特別會計條例が必要だと思つて居りますが、之には矢張り貸付方法が確定しないとかつちり條例を拵へることが出來ませんので、是非御相談しましてさうして監督官廳の認可を得又外務省の認可を得ましてさうして確定することになるのであります。

○鍛冶静一郎君　民會におかけになるのですか。

○會長（上野　壽君）かけます。

○鍛冶静一郎君　三人の連帶保証といふことでありますが、三人の一人がかはつて後の二人が連帶責任で借りることが出來るのでせうか。

○會長（上野　壽君）
商團といふことになつて居りますから三人共借りることが出來ますが、一人が不都合すると後の二人が辨償しなければならないといふ連帶になつて居ります。

○鍛冶静一郎君　詰り三人共借りられるといふことに結着するのですね。

○會長（上野　壽君）
さうでございます。

○清水幸三郎君　先刻會長から擔保があれば澤山貸すといふお話がありましたが、若し不動産の擔保であれば限度なしに相當の價格を借られるものであるか、個人々々で制限せられるものでありませうか、其の邊伺ひ度い。

○會長（上野　壽君）
お答致します、金融組合の方は普通の貸付は出資額の三倍ですけれども擔保があれば四倍迄貸します、夫れから實業復興資金の方でございますが、此の方は一人最高二千弗以下でありますが、擔保があれば四千弗迄貸して宜からうといふ積りです、其の代り擔保は六掛しか貸さない。

○清水幸三郎君　引續いて伺ひますが、利息は何ういふ利率になりますか。

○會長（上野　壽君）
利息は一割の天引した所迄計算しまして年一割〇四厘九毛といふことになります。

○清水幸三郎君　民團は儲けることになるのですか。

○會長（上野　壽君）
儲けるのでありませんが夫れは回收不能の豫備金といふものも入れて置かなければなりません、夫れから經費も年々かゝりますから夫れも夫れから差引かなければなりません、さうして最後に殘つた金は其の時に至つて何ういふ風に處分致しますか金融組合の方は組合員の協議を經て處分をし、夫れから實業復興資金の方の若し金が殘れば何ういふ風に處分するかといふことは民會の決議を以て極める積りです。

○清水幸三郎君　豫備金をお作りになる爲に金利を高く貸す、同時に貸付倒れがあるといふ御見込で利息を引上げられるお積りですか。

（25）

○會長（上野　壽君）
夫れはお手許に行つて居る參考書の通り回收不能が第一年目はないといふ見込で第二年目に五分三年目に六分、四年目が七分、どん／＼增して十年目に三割二分迄見込んであります、之は所々の金融業者の經驗に依つて之位の回收不能を見込なければならないといふ書類があるので夫れに依つて此處に出したのであります。

○瀨底正敏君　此の復興資金と金融組合の方の理事とか評議員とかいふのは兩方共同じ人でありますか、又別々の人をお置きになるのでございませうか。

○會長（上野　壽君）
最前お話致しましたが實業復興資金の方は金融部長と云ひますか民團の方の吏員になるのであります、夫れから金融組合は金融組合の役員になりますけれども私の腹案では成るべく同じ人が宜いと思つて居ります、最前永安君から同じ人はいけないだらうといふ御議論を伺ひましたが、よく研究をしなければなりませんけれども連絡を取つてやるには同一人を以て之に當てるのが適當でないかと考へて居りますが、尚研究して。

○永安平吉君　今のはお考違かと思ひます、之に對しての專任の人であつて之は兩方兼任しても宜いが、只他の職務を持つて居る人が兼任してはいかぬといふのです。

○會長（上野　壽君）
無論さういふ意思はありません。

○淸水幸三郎君　民團にさういふ人を置くといふお話でありますが、若し適當な人が無かつたら、經費も要ることでありますから現在天津にある金融業者に委任してやるといふ方法をお考になつ

（26）

たことがございますか。

○會長（上野　壽君）
さういふお話もあつたこともありますが、金融業者では引受けて吳れんらしいです、一寸意思を聞いて見たこともあります、正金や朝鮮銀行の如きは無論斯ういふうるさい事はして下さらないやうであります、其他の銀行でも何うも引受ける事を喜んで居られないやうに聞いて居ります。

○淸水幸三郎君　もう一つ伺ひますが、此の起債の件は今晚行政委員に一任して可決するとしまして、若し其の後先刻お話がありました貸付方法に對しては後の民會に諮るといふことでありました、民會に諮つた時貸付方法なるものを民會が承認しない場合何ういふやうなお考でせうか。

○會長（上野　壽君）
夫れは修正して頂いてさうして監督官廳のお考もありますから更に監督官廳と御相談してお許しがあれば其の通りやつて行きます。

○森川照太君　先刻上野會長の御說明の中に、富成君が始めて民團に請願した時に不動產擔保貸付のみに就てお願したやうにお話ありましたが果してさうでありますか。

○會長（上野　壽君）
富成氏の希望は不動產所有者といふことであつたと記憶して居ります。

○森川照太君　多分お間違と思ひますが、一寸金山君に質問したいと思ひますが。

（此の間森川議員、金山議員の間に質問應答あり）

○永安平吉君　私も出席して居つて確かに貴下の御記憶の通りだと記憶して居ります。

○森川照太君　證人が一人あれば宜しうございます。

（27）

○會長（上野　壽君）
つい調べて置くのを忘れましたが、正金銀行を通して出る低利資金は不動產に限つて居ると思つて居りましたが。

○森川照太君　正金銀行の特貸といふのは不動產所有者に貸す目的で出來たもので滿洲に出すのは借りて來て—あれはずつと昔の話で今回民團に請願するといふので吾々が招かれて出ましたが、其の結果として民團に請願した筈です、其の時に不動產及商品擔保の貸付に限るといふのでは一部の人に限られるといふ不安が相當世上にあつて私も其の論者なのです、其處へ行つて見た所が一般の信用貸もするといふことでありますから此の金を借りて來て貸さうといふ趣意が始のものと全然違つたるが故に私の三文判ですが捺して贊成したのですが、一部に限られるといふこと丶根本から話が違つて參りますから私は其の點よく記憶して居ります、然るに富成君が民團に請願をした時は不動產のみといふ話がありましたから私は此の席に富成君がお出でにならないのに斯ういふことを申上げるのは甚だ相濟まざる議ですが、私共は皆相談を受けて判を捺すやうになつた時の事情と理由とが富成君がお願した時の理由と違つて居りますから富成君のお願がさういふことであつたとは考へられませんから會長の記憶違だらうと思ひます。

○會長（上野　壽君）
請願書にも參考書にもさうなつて居りました、橫濱正金銀行の滿洲に對する貸付規則が出來て居ります、詰り斯ういふ風にしてやつて貰ひ度いといふのであつた、と私は記憶して居ります。

○森川照太君　要するに參考書ですから。

○會長（上野　壽君）

（28）

いや／＼特貸願に特貸規程がつけてあると思つて居つたのですが。

○森川照太君　さうでありません、改めて今お尋ね申上げますが、此の三十萬圓の金を借りて來て實業復興資金といふと實業復興ですが、金融組合で貸す分は商工業者に限られるのですか何うか

○會長（上野　壽君）
商工業者に限る積りで居ります、只商工業者の範圍を何處迄持つて行くか、商工業者にしましても、小賣業者もあれば卸業者もあれば色々な業態がありますから、何ういふ業態のものを商工業者と認めるかといふことに就ては色々議論もありませう、併し最初は先づ斯ういふ業態の人に貸付けて宜いだらうと選りだしたのが三百軒あつたと思ひます、先づ借りる人を半分と見ても百五十軒に二千圓づゝ貸せば三十萬圓といふ算盤をしたことがありますが、其の範圍に於て何々業者を以て金融組合の實業家と看做すかといふことは大分デリケートな問題と思ひまして未だ確定して居りませんが大体に於ては商工業者に限つて貸すといふ趣意は腹案として極つて居ります。

○森川照太君　例へば私は新聞を經營して居りますが新聞事業といふやうなものは實業といふ中に這入らないかも知れませんが、私は借りられないから反對するといふ譯でお尋ねする譯でないのですが、詰り今伺ひますと日本人千五百名の中三百名が商工業者で其の中百五十名となつて居りますが、一割の人が借りる爲に此の金を借りて來たといふことになります、例へば民團を構成する要素の中に月給取が澤山居る、月給取で實業に從事して居れば實業家かも知れず商工業とも云へるかも知れないと思ひますが百五十軒といふことになりますと獨立の商工業に限つてしまふやうに思ひますが、新聞は入れて下さるか、下さらないは何うでも宜しうございます、例へば實業に從事する從業者にお貸しになるのですか、何うですか。

○會長（上野　清君）
例へば居留民といやうな方には貸さい積りです。
○永安平吉君　此の案約が調ひますと第一期五万からの金は大概何時頃此方の方へ。
○議長（吉田勇次郎君）
原案上程方を答申しますが、外務省から委任状を持つて来て居ります、手續をはそのですから御
るのです、之が郵便で向ふに到着すれば其の時でも金が貰れる。
○永安平吉君　何時頃帰りられるか大体見込方がおつきでせうが、也た貸付方法が此の民会に出る方
ちらの方に向け上げて居ります所が今から御考案になるらしいですから、成るべく金がついた時分は、
是非共その位案をお考へ下さつて早く民会を開いて決定して貰ひ度いと思ひます。
○森川栗次郎君　一寸会長は申しますが、方法の善らない中に金を借りてしまふのですか何ういふ風に貸
す訳に貸すといふやうな方法が善らない中に金を借りてしまひますか。
○會長（上野　清君）
去る月曜會を開等せる此の方法が善らないと申されませんが、此の方法の大体の腹案といふ
ものは既に出来上つて居ますので、一日も早く之を確定の上臨時民会を開く積りで居ります、
成るべく之を定め方法が御聴つてもらつて貸し上げいのですけれども其れは何
時といふことは分りませんので、第一相互に何時之を貸付する為めつて居りません、此方は成る
べく確定した後に金の貸付をしたいと思つて居ります。
○森川栗次郎君　成るべくべく早つた後にですか成るべくやなかつたら何に作りられるから知れませんか
○會長（上野　清君）

（29）

○議長（吉田勇次郎君）
引續いて決を取らうと思ひますが、大分時間も経ちますから十分間休憩致します。
九時二十七分休憩
十時十五分開會
○議長（吉田勇次郎君）
其れ前は第一、第二議案の第一讀會を繼續致します、御質問がございますれば。
○權田栗次郎君　先程から承つて居りますと、参考としてて添附してあります、其れに對して質問なり
又會長の説明がありましたが、私は参考書類を議題外と考へて質問を差控へて居りましたが、二
三の議員から質問もあり又之に對して會長の説明がありましたが、之も矢張り議題に關連したも
のとして質問して差支ありませんか。
○行政委員會長（上野　清君）
之は議題でありませんが、貸付方法が全然なくては如何なる方法で貸付るかも知れない
債を超すことに付て資否の意見も定めかねるといふ恐れがありましたからつけて置きましたので
すが、其れに就て御不審の所があればお尋ね下さつて差支ないと思ひます、又機會でもお答へ致
します。
○議長（吉田勇次郎君）
他に御質問ありませんか。

（31）

○議長（吉田勇次郎君）
之は決議で有ります所、二流三流に及ぶやうな方法を取りあらんことを希望として申
上げます。
○議長（吉田勇次郎君）
其れ前は第一、第二議案の第一讀會を繼續致します、御質問がございますれば。
○權田栗次郎君　先程から承つて居りますと、参考としてて添附してあります、其れに對して質問なり
又會長の説明がありましたが、私は参考書類を議題外と考へて質問を差控へて居りましたが、二
三の議員から質問もあり又之に對して會長の説明がありましたが、之も矢張り議題に關連したも
のとして質問して差支ありませんか。
○行政委員會長（上野　清君）
之は議題でありませんが、貸付方法が全然なくては如何なる方法で貸付るかも知れない
債を超すことに付て資否の意見も定めかねるといふ恐れがありましたからつけて置きましたので
すが、其れに就て御不審の所があればお尋ね下さつて差支ないと思ひます、又機會でもお答へ致
します。
○議長（吉田勇次郎君）
他に御質問ありませんか。

（32）

○佐々木敏丸君　三十萬圓を繼續のある銀行等に非常なされて民團と監督官と兩方で監督なさるやう
な御意識はありませんか、一寸お伺ひ致します。
○行政委員會長（上野　清君）
其れは金融組合の方ですと先刻も申しましたやうに理事が一人あります、監事を三人位拵へて
更に評議員若干名を置いて其れで組織して参考をして此の人に貸して宜いとか悪いとか或は正當に使
はれて居るものであるや否やといふことを参考することになつて居ります、其れから復興資金の方で
すと貸付参考員といふものが出来まして、参考員でよく参考した結果貸すといふ積りでございます。
○中村鐵一君　農業復興資金に二十萬圓、天津輸出入工業金融組合に十萬圓といふ案が出て居りま
すが、之は何なる理由に依つて一方に厚く一方に薄く決定されたものですか。
○行政委員會長（上野　清君）
お答へ致します、之は一方に厚い薄いといふ意味ではないのでございまして、詰り此の二十萬圓の
復興資金を借りる人は是非金融組合員になつて貰はなければならないといふことになるのです、
之に入つて居ない人には農業復興資金は貸せないといふ趣意になつて居ります、其れは是非農業復興資金
ことになるかといふと、農業復興資金として貸したものであるから其れは是非農業復興資金に使
はなければならない、其れを使ふや否やを見るには どうしても金融組合がないと果して適當に使
はれて居るや否やが分りません、其れで之を拵へた、詰り此の二十萬圓の
○中村鐵一君　私の考へる所に依りますと何れも農業復興資金に他にならないと思ひますが如何でこ
ざいませう。

（30）

あります、成るべくべくこのの其の意見がないから成るべくべく言つて居るのです、私はさい
ふ意思です。
○森川栗次郎君　日本から帰りる金は今回三拾萬圓ですが、後帰りるお考へなるや、又帰りられる者見
込あるや、といふことをお聴き致します。
○行政委員會長（上野　清君）
今考へて之に關して帰りるといふ考はありません。
○森川栗次郎君　もうおしまひですか。
○議長（吉田勇次郎君）　此の參拾萬圓の金を帰りる爲に二萬圓から の金を使つたといふことは若干を表明
れた居留民の多數は之を重大なことのやうに信ず考へて居るのであります、又此の三十萬圓を借
りましても其の貸付方法如何は又之を居留民多數に如何なるだけ知られるものであるかといふこと
も非常に感念して居るのであります、又宅地建築者官は其の別系の中に行政委員は如何なる貸付方
法を採るか、又民會が如何なる貸付方法を決定しても系に入らなければ之を許可しないと宅地建築者
今だなほ上大、其の點を考へて建築者も此の三十萬圓を帰りたことは其の位置が民團にあること
いふことを考慮されて心配して貰はれた書類であらうと考へます、若し之が一般建築者から許可
せられないやうな事が起つたならば此の目的休の一大大事件であります、其れで宅地から行政委
員會長は行政委員會に一任して果れといふことに就て樣々お述べになりましたが、若干々其の貸
付方法の案を今日お示しを願ひたいと思ひます、其の用来ない事情も申されましたし、質問なる
望致します、と同時に私は希望する、此の三十萬圓の金を使つてならば帰りい書類を出りる
望致します、と同時に私は希望する、此の三十萬圓の金を使つてならば帰りい書類を出りる

○行政委員會長（上野　譽君）

夫れに相違ありませんが、只、今申しました通り貸し放しですと夫れが果して正當に使はれて居るや否やを監督するに甚だ困難です、夫れですから借りた金融組合の方に三割以上預けなければなりません。

○中村鐵一君　さうしますと、一方の十萬圓は貸し放しで宜い譯ですか。

○行政委員會長（上野　譽君）

夫れを貸します者に就てはちやんと方法を樹て、其の支途を明らかにして例へば銀行に拂ふやうなものであれば銀行の慣例切手を發行する、例へば荷物が來て居る、其の荷物を取るのに銀行に金を拂はなければならない時には銀行宛に慣例切手を發行する、斯ういふやうな方法を取つて、連帶責任者があるから間違ない積りで居ります。

○中村鐵一君　蔡藥復活資金といふのも詰り夫れと同じやうな關係になるのでございませんか、矣張り何方にも商會といふものが必要になつて來るのでありませんか。

○行政委員會長（上野　譽君）

兩方にあります。

○中村鐵一君　然らば始と同じやうなものでありますね、一譯にされたら如何かと思ひます。

○行政委員會長（上野　譽君）

大分違ひますが、詰り實業復興資金として貸しても保証人は成程あります、夫れが正當に使はれて居るか何うかを監督することは甚だ困難であります、金をばどういふ風に使つて居るかといふことを監督するのは中々難しい、其處で金融組合といふものを拵へて少くとも三割、多ければ

（33）

減に充てい、半分でも半部でも其の方に入れて、さうして夫れを利益の方に使ひ、工業の方に使ふといふことをして貰ひたいので斯ういふ風になつて居るのです。

○清水幸三郎君　一寸伺ひますが、貸付に就て先刻から一割を天引するといふお話でありましたが之に就ては借りた金額に對する利息を拂ふのですか、一割引かれたものは、何ういふやうな利率になるのですか。

○行政委員會長（上野　譽君）

引かれたものも利息をつける御定になりますから其の割合は一割〇四厘九毛といふものになります。

○清水幸三郎君　一割引かれたものにも利息をつけられるのですか。

○行政委員會長（上野　譽君）

借手の方には拂はない積りです。

○清水幸三郎君　夫れから三割借りた中から積立てると金融組合は仲主に對して何ういふ利率の負擔ですか。

○行政委員會長（上野　譽君）

五分の負擔です。

○議長（吉田房次郎君）

他に御質問なりございませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○磯川熊次君

先刻會長にお尋ね致しました通り私は民間が金を借りて來るのは相工業者に貸るものでないといふ理屈の下に共國に對する補償に調印したものでありますが、會長の御說明にあつたやうに三百名の商工業者があり其の中の半數の百五十名といふ話でありましたが、千五百名の居留民の一割に過ぎない人に融通をするといふ性質の金を民國の擔保を提供して借りて來ると いふことは民國として爲すべきことでないと思ひます、故に此の金を借りるのに反對であります。

○議長（吉田房次郎君）

他に御意見御座いませんか、他に御意見がないやうでありますが、第二讀會を開きますか。

「讀會省略」と呼ぶ者あり

○議長（吉田房次郎君）

讀會省略で決を採りませうか。

「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（吉田房次郎君）

大抵御質問も盡され御議論も盡きたやうでございますから議案第一の決を採りませう。

「議案第一、第二先番條項第五番議ヨリ順次起立ノ件」

此の原案に對して御承認でございますれば御起立願ひます。（起立者多數）

○議長（吉田房次郎君）

多數と認めますから第二讀會、第三讀會を省略致しまして可決確定と致します。（拍手）

○議長（吉田房次郎君）

夫れから第二案でございます。

議案第二「實業復興資金團体貸付方法ニ關スル件」

（35）

之も二讀會、三讀會を省略致しまして決を採ることに致します、御賛成の方は御起立願ひます。

（起立者多數）

○議長（吉田房次郎君）

大多數でございますから之も可決確定と致します。（拍手）

○議長（吉田房次郎君）

引續いて第三の「電氣供給規程中改正ノ件」に移ります。

議案第三「電氣供給規程中改正ノ件」

○議長（吉田房次郎君）

夫れから一寸申上げますが、第三に關連して今日建議案が出て居ります、之を一寸御報告申上げます、之は砂田實君が提出者でありまして、他賛成者永安平吉君、山上邊君、手島署兵衛君、山田榮治君の五人でございます、成規の手續を踏んでございますから議案と致します、「電氣供給規程中改正ノ件」を議題として其の後に之を議題とすることに致します、夫れで宜しうございませうか

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは第一讀會を開きます。

○行政委員會長（上野　譽君）

當地に製氷冷藏株式會社を建てたいといふことを御發起になられた方があります、日村俊次君外二名から發起人總代として民國に此の製氷の動力を電氣に したいから、其の電氣の動力料を輕減して貰ひ度い、御承知の通り供給規程では一キロワット時

（36）

五仙になつて居りますのを二仙迄に引下げて貰ひ度いといふ請願が出て居ります、夫れに就きまして、電氣供給規程では「五仙トス」とちやんときまつて居りまして、事情に依つて夫れを上げも下げも出來ないやうになつて居ります、其處で輕減するならば電氣供給規程を改正しなければならない、といふ結果になります、ので行政委員會でも審議の結果、先づ電氣供給規程を改正して、此の製氷會社が成立したならば二仙に引下げて、宜いだらうといふことに決定致して居ります、詰り「五仙トス」といふきまつた規程の次に「但シ公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ行政委員會ハ特別ノ料金ヲ定ムルコトヲ得」といふ一項を加へて、製氷會社の如きは此の項に適當するものである、詰り衛生上非常に公益のあるものでありますから、其の事由に依つて行政委員會は特別の料金を定めて二仙迄引下げるといふことで結果はなるのでございますが、先づ供給規程の改正といふことを民會の御贊同を得なければならないことになつて居ります、お手許にまはしてある書面で大抵要領はお解りでありませうが、二仙に引下げた根據は何處にありますかと申しますと、只今電氣の技師からよく説明致しますが、計算を色々やつて見ますと、人件費とか、發電所の家であるとか、あゝいふ特に供給をするが爲に特に費用を要するといふものを除いて、石炭、油、給水費乃至修繕費といふやうな直接發電に必要なものを計算すると一仙八厘何毛といふものになるのです、其處で之を二仙迄引下げるのは公益の爲ならば差支なからうといふことになつて、行政委員會は二仙迄引下げることに決して居りますが、先づ第一に供給規程の改正といふことに御贊同を願ひ度いといふ譯で本議案を出した次第であります。

○議長（吉田房次郎君）
本案に就きまして御質問がございますれば―引續いて御意見をお述べ下さつて宜しうございます

○永安平吉君　只今の御説明に依りますと二仙迄引下げるといふお話でありましたが此の改正案に最低料金を二仙といふことに明記してないやうでございますが、此の改正案から見ますと幾等でも下げることが出來るやうになつて居るやうであります、最低料金を御記入になつては如何でございます。

○行政委員會長（上野　壽君）
必要ありと認める時は行政委員會は特別の料金といふ所をば最低二仙迄といふことに。

○永安平吉君　二仙迄といふことを明記した方がよくないかと思ひます。

○行政委員會長（上野　壽君）
さういふ説もありましたのですが、御承知の通り電氣の發生には石炭が非常な大部分を占めますので、石炭が非常に騰貴するといふやうな時は具体的に二仙と定めて置くと。

○永安平吉君　最低限度を二仙にして其の位迄收縮出來ると思ひます、さうしてないと民會で議決するものとしては餘り漠としたものでないかと思ひます。

○小倉章宏君　意見を述べて宜しいといふことでございますから規程の改正に就て簡單に意見を申上げます、只今會長の御説明を承ると議案の次に出て居る參考の電力使用料減價供給請願書が出たので此の規程が設けられたやうに伺ひましたが假令製氷會社が出來なくても此の趣旨に則つたものが、例へば公益上非常に關係のあるもので特に電力の供給を必要とする會社が他にも必らず出來るやうに豫想されますので、之は極めて結構な御提案と思ひます、從て私は之に贊成でありますが、只今永安議員の御質問に依りますと、最低値段を極めて置いた方がきちんとして宜くないかといふことでありますけれども、電氣の事業も或はもつて擴張する必要も近く迫つて居りは

しないか、又從つて需要も多くなるといふやうな關係から、少くとも組織の上に大なる進歩と擴張があつた時に、減價も値段も亦運ふやうにも考へられますし、乃至はもう少し燃料たる石炭の値段等に依つて高くなることもありますので、之に寧ろ制限を附せず、原案通り餘裕のある改正をして置く方が宜くないかと思ひます、原案に贊成の意見を簡單に申上げます。

○永安平吉君　技師の御説明がありますと二仙といふ値段が公平であるか何うかといふことが大抵解るかと思ひますが、未だ御説明を聞かんので原價がどれ位になるか知りませんが現在の狀態を基礎として最低料金をきめて置くのが私は原則でないかと思ひます、さうして私の考では最低二仙と限定したものを之に記入されることが適當と思ひます。

○議長（吉田房次郎君）
他に御意見ありませんか。

○森川照太君　餘分のやうですが「附則ニ左ノ一項ヲ加フ、本規程中改正ニ係ル部分ハ昭和四年十一月一日之ヲ施行ス」といふことがありますが、勝田さんに伺ひたいのですが之は要りますか、本規程は「昭和三年一月一日より施行す」といふことになつて居ります、改正を加へれば改正を加へた時から效力は生ずるものと思ひますから之は要らないことはないか、今後改正を加へたら之と區別がつかないやうに思ひますが。

○行政委員副會長（勝田重直君）
本規程中改正に係る部分は何時から之を施行すといふことに就きましては日時を明らかにしませんと一体何時から改正して行はれたのだといふことが明らかになりません關係上、何うしても此の一項を加へなければならないと存じまして加へた譯でございますが。

○森川照太君　私の考では、此の本規程が既に施行されて居る、夫れに施行期日が定つて居つて、其の本規程の施行が進行中のものである、其處へ改正を加へたら其の加へた時から施行の力を生じて居るものではないでせうか、改正といふのは施行中のものに改正を加へたのですから加へた時が直に施行の效力を生じて居る筈でないでせうか、さうでないともう一つ此の次に之に改正を加へた時に何ういふ風に之を改正しますか。

「藤田行政委員（百七十頁に書いてあるよ）

○行政委員副會長（勝田重直君）
森川君のお尋ねにお答へ致します、「本規程中改正ニ係ル部分」といふことが他に生ずる場合もあり得ることですから、さうなつた場合に規程の改正が何時行はれたのか解らなくなることもあり得ると想像致されますから、「本規程中改正ニ係ル部分」といふのを「第十六條第二種」とすれば一層明瞭になると思ひますからさう訂正して頂けば結構と思ひます。

○森川照太君　既に一つあるのです、「本條例中改正ニ係ル部分ハ昭和三年四月一日ヨリ施行ス」とあります、其處にもう一つ加へたら。

○行政委員副會長（勝田重直君）
今申しましたやうに改正致しますれば、前のは氣がつきませんでしたから。

○森川照太君　其處に氣がついたらお直しにならないと。

○行政委員（臼井忠三君）
私は行政委員としてお答にお手傳ひ致しませう、效力發生の日をきめるのですから一つも構はないではありませんか、改正の部分の效力の發生する日を明示する期日ですから改正しますといふ

（41）

公表をすると共に其の改正した事は何時から効力を發生するといふ点になつて居る、私は法律やであります。

○森川黑太君　さうすると此の規程の中に「本規程中改正ニ係ル部分」といふのが二つ出て来ます、三つも四つも出て来るかも解りません。

○行政委員（白井忠三君）

斯ういふ改正をしますといふ公告をします、其の改正した部分は何時から效力を發生するといふ、意味なのですから三年前に改正した時は改正した時に其の公告は出て居るので一寸も解はないのです。

○森川黑太君　幾つも並びますね、並んで何處の部分だか解らないではありませんか何時頃改正したのが之だ、といふことが解りますか。

○行政委員（藤田嗣雄君）

六十五頁から幾等でもあります。

○森川黑太君　あつたらいけないと思ひます、「本規程ノ改正ニ係ル部分ハ」といふのが幾つも並ぶと何れが何れだか解らなくなるではありませんか。

○行政委員（白井忠三君）

其の御心配があれば別の部分を附せば宜いのです、本條例の昭和四年何月何日といふのを取つて

○森川黑太君　夫れなら取るといふことを議案にお出しなさい。

○行政委員（白井忠三君）

（42）

民國で公布して居る規則の全体の案の中にはみんな改正したものは皆いてあります、追加した條例の下には何月何日改正と書き加へてあります、其の心配をお持ちならば前の分を取つてしまつて宜いのですし、どの部分が改正されたか解らないやうな所は法規類聚を御覧になれば心配はないやうになつて居ります。

○行政委員（勝田貞吉君）

將来直す事と致しまして、現在此のまゝ進んで頂いた方が前の場合を見ますと、みんなさうなつて居るやうでございまして、將来法規の改廢を行ふ時に統一的に、貴下の御意見御尤もものやうに考へられますので訂正致し度いと考へます、其の意味で一つ御諒解願ひます。

○小倉幸雄君　私は先刻議案の規程改正に就て の意見を述べましたが一つ希望がございます、原則として法律類聚の規程を規準して進めるといふことは何等差支ありませんけれども、現状に於て直後必要が迫つて居る電氣供給の問題でありますが、之に對して貴下の御意見御尤もものやうに考へます、夫れと現在の民國の電氣事業の沿革供給の状態と如何なる影響があるか、向民國の電氣事業に對して將来何か變化を起さなければならないことを懸想するや否やといふことに就きまして權威ある奥野技師の御說明を此の際に聞いて置くことが必要と存じまして、希望を申上げます。

○奥野技師（高雄）　只今御質問を受けました製氷會社の需要電力は約百馬力であります、其の次に現在の状態に於きますロードの状態は夜間に於きまして、一萬二千キロワット時位の程度であります、電灯が三千七百乃至四千キロワット時夜は夜間であります、ロードのかゝり其合は時間に依つて違ひますが、七時頃からロードがかゝりまして最大出力が千乃至千二百五十キロであり

（43）

ます、夫れから製氷會社が出来ました時に影響を受けますのは、只今一番出の少い時に二百五十キロであります、其の際に於ける蒸氣の消費量が約十八ポンドであります、約百馬力としまして、七千キロ見當になるので、其の際の蒸氣消費量が現在二百五十乃至三百見當で三百七十位としまして十四ポンドへ位の蒸氣消費量で私は起任しまして約三ヶ月目でありますが、昭和二年からの出力を色々調べました結果、最大ロードが昭和二年の十二月迄正月でありましたが、之が千六百六十キロ位出て居ると思ひます、小さい數字をよく記憶して居りませんが、御大典當時はずつと下りまして千五百内外と思つて居ります、現在は千百で昨年の正月迄千三百共國いらべつたと記憶して居ります、其の意味に於きまして將来の出種といふ御質問でございましたが、現在發電所では一番ロードの都合のいゝ所で千キロを出す發電機を用ひまして居ります、無理をしまして相當の能率の下つた所迄我慢をすれば千四百キロ出る發電機でありますが、千キロも出る發電機を今一番少い時は二百乃至三百で廻して居ります、しかも能率は一番悪い所で廻して居るのであります、只ロードが殖えて行くか何うか未知數に屬しますがカーブの状態電機の進歩も進きるといふ感じが致します、夫れに就きまして色々なことは又其体案を考へまして如何から御説致します。

○小倉幸雄君　奥野さんにお尋ね致しますが、折角御說明下さつても一部分しか素人には解らないのですが、もう一週間位ひたいのは百馬力の電力を日々供給しても直ちに發電所の方に設備の工夫の方に影響はないと思ひます、百馬力使つて下さいふ御心配はございません、他の方に影響はないとはありませんか。

○奥野技師　さういふことは百馬力の電力を日々供給しても直ちに發電所の方に設備の工夫

（44）

れば三百キロから四百キロになります、さうなれは蒸氣の使用量か十八ポンドのが十四ポンド近くになります。

○森川黑太君　夜は。

○奥野技師　夜は合度酷燈致しましてから三時間許りの間が一番重いのであります、夫れが過ぎますと電燈をお消しになりますからずつと電力が減つて来ます、三時間許りの間が何が殆ど分出せるのであります、五十キロ殆やした所で充分出せるのであります。

○森川黑太君　能率の一番好い時。

○奥野技師　千キロ。

○森川黑太君　其の三四時間はどの位。

○奥野技師　千百五十位であります。

○森川黑太君　能率の一番好い所は。

○奥野技師　能率のよい所は七時としますとスイッチを入れまして、電燈をおつけになるのは何處のお宅樣でも同じで十分か二十分の間に變つて行くのであります、六時から七時の間に變るものとしますれば六時二十分位から電力がぼつ〳〵殖えて来て七時になつた時にロードの一番重い所に到着して居ります、お消しになる時間は少し長くなりますが、おつけになるのは一緩のやうに考へられます。

○森川黑太君　さうすると三時間許りの間に發電機は一番經濟的の能率を上げるロードより千百キロ許り多いものを既にやつて居る譯ですね、豊川は得になり夜は、三時間經濟能力になつて居ない

（45）

一則遠ない、三十ポンドから助ける方法は水質を改良する事、是は公園の效力があるやうに思ひます、詳しく仙人掌と云ふ植物を一種使ふと、一ポンドに付五仙位で一噸使へます、夫れから三十ポンドの效力は十日一ポ左十

（46）

仙といふことになります、人造氷になります、二十ポンドで天然氷配給出来ません、夫れから個人造氷の方が安くなつて居ります、水足氷を受け取る者は水消費者になつて居ります、先づ十人ポンド位で天然氷の三十ポンドの値打はあるやうに思ひます、二十ポンドの値打はあるやうに思ひます、三十ポンドに付五仙位で貰へるといふことは現在の天然氷を使用するのと大変違ないといふことを確信する者は、夫れに従て行政委員会は之を御参酌願ひたいと思ひます、

○行政委員（田村俊夫君）

猩紅熱人として名を挙げます、今民団で配給して居る天然氷は百三十ポンドに付五仙といふことになつて居ます、十三ポンドと云ひます と家庭に持つて来る迄にどうしても溶けるのであります、そうして質疑家庭で受け取る時には色々細い縄目も取つて見たのですが、二銭五分位はとられて居ります、

（47）

ドを更に三銭にして、其の二銭を家庭に入れる、家庭に導入つた時には、こゝ丸が為れば洗ふとか、色々可愛がることもやつて居る人もありますが、家庭に導入つた時には一円三十ポンドと五更から、

（48）

のが著大不幸に陥くん。

○行政委員（田村俊夫君）

配給は致しません、夫れは貴の責任であります、配給するとしても民団は諸君の便宜を計つて配給して居るので御覧の通り氷が溶けるのであるから何らも己れを得ない、だから家庭に導入りますと迄には三十ポンドとして樹定しても向ふから出る時は四十ポンドあるか、百三十ポンドあるかも知りません、あの氷は御承知の通り不清潔ですから百三十ポンドと云つて出して居る方でも百五十ポンドあるかも知りません、兎に角私が自分の家庭と猩紅熱と量つた時には何らしても一銭五分は溶けて居ります、之は恐らく諸君の家庭では奥さんがお拵ひになりますから奥さんに御聞きになれば解ると思ひますが、兎に角溶けることは早い、奥のある時には猩紅熱に氷る迄に半分位になつて居る、之は成程配給方法が善いと云はれては仕方ありませんが、己れを得ないことでありますが、兎に角三十ポンドも著んな今迄家庭

一寸不平なしに能く御上つて居つたのですから民団の氷の配給の效果を一銭起人として受けるのは

○森川照太君　今御説明の中に百三十ポンドの天然氷は家に運ぶ迄に四十ポンド溶ける勘定ですね

○行政委員（田村俊夫君）

二銭五分。

○森川照太君　三銭以上溶解する、人造氷は二十ポンド送り出して溶けずに著くといふお話でしたね。

○行政委員（田村俊夫君）

りましたが、氷は八十カロリーで人造氷であらうが天然氷であらうが、温度、密度、温度に大差ないのであります、若し民団が規定の目方だけ配布して居ますから、さういふ差があるといふことはないと思ひます、其の點も少し詳しく御説明願ひ度いと思ひます、

○行政委員（田村俊夫君）

入つた人は貴下の御意見でありますが、實際天然氷は、氷と云ひます と物理にもある通り兎に角不純物の原則で仕様がない、特に天然氷には御承知の通り非常に不純物が多い、あいふ不純物の多い氷は質量と云ふ御議論は貴下の御意見として利めて研究する必要があると思ひます、

（47）

○運輸部　香椎田村さんは盛に働つて居ると伸びます、貴下が氷配給の方面に御注意なさらんのが著大不幸に陥くん。

○行政委員（田村俊夫君）

配給は致しません、夫れは貴の責任であります、配給するとしても民団は諸君の便宜を計つて配給して居るので御覧の通り氷が溶けるのであるから何らも己れを得ない、だから家庭に導入りますと迄には三十ポンドとして樹定しても向ふから出る時は四十ポンドあるか、百三十ポンドあるかも知りません、あの氷は御承知の通り不清潔ですから百三十ポンドと云つて出して居る方でも百五十ポンドあるかも知りません、兎に角私が自分の家庭と猩紅熱と量つた時には何らしても一銭五分は溶けて居ります、之は恐らく諸君の家庭では奥さんがお拵ひになりますから奥さんに御聞きになれば解ると思ひますが、兎に角溶けることは早い、奥のある時には猩紅熱に氷る迄に半分位になつて居る、之は成程配給方法が善いと云はれては仕方ありませんが、己れを得ないことでありますが、兎に角三十ポンドも著んな今迄家庭

一寸不平なしに能く御上つて居つたのですから民団の氷の配給の效果を一銭起人として受けるのは

○森川照太君　今御説明の中に百三十ポンドの天然氷は家に運ぶ迄に四十ポンド溶ける勘定ですね

○行政委員（田村俊夫君）

二銭五分。

○森川照太君　三銭以上溶解する、人造氷は二十ポンド送り出して溶けずに著くといふお話でしたね。

○行政委員（田村俊夫君）

溶け難い上に溶けない裝置をして配給することになつて居ります、製氷會社から風のあたらないやうに急いで覆をして大速力で配給するから家庭でお受け取りになる時には目方は減らない。

○森川照太君　片方が三割溶けて片方が溶けないといふのは、風にあてないといふことゝ、大速力で配達するといふだけで三割になりますか。

○行政委員（田村俊次君）

只今申上げた通り氷の質其のものにある、天然氷は如何なる方法を以てしても溶ける。

○森川照太君　片方の方は天然氷に比すれば溶け難いでせうけれどもまるで溶けないことはないでせう、大速力で風にあてないといふことになると、三割の差が生じますか。

○行政委員（田村俊次君）

生じます。

○森川照太君　今迄の配達を緩速力でやつた譯でないでせう、大速力で配つたら危ないでせう、風をあてないといふだけで三割の差が出來るといふことは素人でも觀測出來ませんでせう。

○行政委員（田村俊次君）

一度御覽になれば宜しい。

○森川照太君　一遍見せて頂きませう。

○郡　茂行君　先刻頂きました電力料金決定基礎計算を拜見致しましたが素人で充分解りません、上野會長から先程お話がありました製氷會社に供給する電氣が一仙八厘といふので二仙に供給しても餘り益にならないが損はいかないといふお話のやうでありましたが、素人解りのするやうに技師の方からでも御說明願ひます。

○奥野技師（登壇）之に書いてあります第三案の昭和四年度といふ所にありますのは四年度に於きます豫算をキロワット數で割つたものであります、發電所の經常費は一番終ひに、昭和四年度消耗品費、雜費、補修材料發電費之は修繕費であります、石炭費、給水費、給油費、電力費、之は佛蘭西租界から買ふ電力費の豫算であります、夫れだけのものを割つたものであります。

○郡　茂行君　さうしますと昭和四年度が○、○一八七七九といふのがありますが、平均しまして貳錢四厘六毛でございますか。

○奥野技師　夫れは第四案の所に說明して置きましたが、昭和二年度、三年度は建設時代に屬しまして試驗をする爲に電力を澤山佛蘭西租界から買つた其の費用が大變掛つて居りますので今後のものは矢張り經營時代のものを標準としたものが宜からうと思つて此の案を立てたのであります

○郡　茂行君　尙伺ひますが、從つて貳錢四厘幾等……。

○奥野技師　貳錢四厘幾等といふのは、先程述べました其の金額のものをキロワットで割つたものと、三年度のもうをキロワットで割つたものと、詰り二年度が貳錢五厘幾等、三年度が三錢一厘七毛、四年度が一錢八厘七七九で、此の三つの平均を取つて三案として立案したので貳錢を決定する爲に立案したものでないのです。

○郡　茂行君　さうしますと三案の二年、三年、四年を平均が貳錢四厘になつたとすれば平均より安く賣るといふことになるのですか、夫れより先は現在の石炭價格に於て一錢八厘七七九となつて之より上らない積りですか。

○奥野技師　先づさういふ考でございます。

○議長（吉田房次郎君）

御意見ございませんか。

○植前　香君　先程から田村さんは風があれば溶け方が早いといふお話でありましたが、私は不幸にして夫れは見たことはありませんが、不純なものは凍り方が遲いのであります、夫れは普通の氷より溫度の低い例へば食鹽を五%入れますと零下三でなければ凍らない、十%入れゝば零下七度でなければ凍らないといふ風に氷其のものゝ溫度が低くなる、之を氷箱に入れた場合其の熱を吸收する熱量は非常に大きいものであります、私は田村さんの仰有るやうに人造氷の溶け方が遲くて天然氷の溶け方が早いといふことは何うしても發見し得ないのであります、水道の水は普通夏華氏八十度、井戸の水が五十度でありますが、今規定の目方通り人造氷三十磅貰ふとしますと水を華氏八十度から五十度に下げるのに一斗五升の水だけしか下げられない、天然氷ならば約三倍の四斗五升の水を下げることが出來るといふ結果になるのですが、若し根據がありますれば根據を承らうと思ひます。

○行政委員（田村俊次君）

夫れは溫度の比較なんですね、私が申上げたのは溶解率の比較です、成程食鹽や何かを含んで居る水は凍るのに時間が掛ります、中々凍り難く餘程溫度が下らなければ凍らない、其の代り溶けるのが早い、だから溫度の差は貴下が仰有つた通りかも知れません、併し私が申上げたのは同じ天然氷と人造氷を使ふ時天然氷が十時間持つ所なら人造氷なら十二三時間持つ形勢がある、天然氷は溶けるのが早い、溫度を奪つて冷やすといふ能率は、貴下のお說はさうかも知れませんが。

○植前　香君　田村さんのは溶け方の問題であつて溫度の問題でないと仰有いますが、溫度に依つて溶け方は變るのであります、一寸御注意申上げます。

○佐々木敏丸君　私は氷の後を引受けてお尋ね致しますが、第三案に二、三、四年の平均が二錢四厘六糸強に出て居るのは一つの會社に對して二割以上安い二錢で供給しなければならないといふのは、公衆衞生の爲なるが故に二割以上安くするのでありますか、一寸お伺ひ致します。

○行政委員會長（上野　壽君）

恰度其の下に說明してありますが、昭和二年度三年度は建設中で經費が高く掛つて居るから之を以て標準とする譯に行かない、技師の見込では昭和四年度の數字で將來必らず行くものであるといふ意見であります、夫れに依つて一錢八厘何毛といふものが消却費を除いた原價であると見たのであります、原價であるならば公益の爲であるから。

○佐々木敏丸君　消却費は入つて居りますか。

○行政委員會長（上野　壽君）

一錢八厘七七九の中には消却費は入つて居りません。

○佐々木敏丸君　製氷會社に電力の要る時には機械はいたまないことになるのですか。

○行政委員會長（上野　壽君）

矢張りいたむでせう、詰り夫れだけ公益の爲であるから、早く言つたらまけてやるといふ勘定であります。

○植前　香君　今迄御質問申上げたのは成るべく安くして欲しいといふ意味でお尋ねした譯でありますが、利益計算の所を見ますと年一割の配當になつて居りますが一割は餘計なことで、公共事業として民團から電氣料の値下迄するに拘らず斯くの如き高率の配當をするのは何うかと思ひますが、行政委員會の方で配當を安くして氷の値段を安くして貰ふといふ意見はないものでせうか

（53）

御考慮願ひ度いと希望して置きます。

○佐々木敏弘君　若し駅米会社が故障が起つて駅米出来ない場合又夫れを何らいふやうにして補充なさるか、未だ伺して何ら腹案はございませんか、一寸お尋ね致します。

○行政委員会長（上野　喬君）

其の点は昨日しも説起人幾代さん交渉したのですが、如何なる場合があつても決して米が出来なくて困るやうなことのないやうに責任を以てやるといふことでありますから先づ夫れを信頼して。

○佐々木敏弘君　夫れは保証して居りますか。

○行政委員会長（上野　喬君）

契約書案に其のことが書いてあります、「如何なる事情でも配給を圓滑にしなかつた時は云々」といふことが契約書に書いてありますが…。

○森川照太君　也の天津製米会社と之を事実上契約が確定される前にもう一週民会に附議せられるかどうか、之れなしに駅米会社の方はさきめになつてしまふのですか。

○行政委員会長（上野　喬君）

之は会社が成立したらば会社と締結する積りでありますが、今日議題に出さなかつたのは何しろ相手方が出来て居りませんので、会社が成立して契約を締結する積りでありますが、夫れからもう一週民会に願ひたいといふお話でありますが、行政委員に御一任願ひ度いと思つてそこで止めて御覧に入れて置く訳であります。

○森川照太君　契約の取きめは市民会の議に上る機会がない訳にたりますね。

（54）

○行政委員会長（上野　喬君）

之は行政委員に御一任願ひ度いと思ります。

○森川照太君　さうすると今の所では駅米会社といふものは田村・勝田・田中・急起人幾代さんとして民国側の研究になる民国が半分の株を持つといふ趣旨で出て居ります、さうしますと今の駅米会社といふものは民国が三分の一だけの株を持つた会社になる、何方にされてはならない状態の下に、天津駅米会社の幹部は民国が三分の二の株を持つ会社とは公然のものせしなかと思ります、然るに今のまゝですと民国側が利害関係を持たない駅米会社として議決してしまはなければなりません、夫れは我は無理でないかと思ります、夫れも出資に於て民会と対等になるのかを得て居る場合であるのならば今日駅米会社が果して民会と対等になるのかを得て居らないのですから夫れだけがきめたなつて置いて後で駅米会社が果して民会と対等になるのかを得て居らないのですから夫れだけがきめたなつて置いて後で駅米会社が出来ないだらうと思ります、之を民会に頼むことは行政委員会は出来ないやうに思ります。

○行政委員会長（上野　喬君）

此の議案を提出しましたのは敵日前でありまして、夫れから議案は議案にはなつて居りません、従つて民国が三分の一の利害を持つ会社になるといふことを考慮して書いた議案とは違ひますが、さういふ場合になつて之に何等かの要件を加へなければならないといふ場合ならば無論吾々は大に考慮する積りでありますが、之を書いた時はさういふことはないのであります、趣旨案は今晩

（55）

出たので出るだらうといふことを豫想して居りませんから全然別な会社の積りで書いたのであります、株を持つか持たぬか未だ解りませんが、持つといふことになつたら行政委員も夫れ相当の考慮を致してやります、其の趣は行政委員のの力に御一任願ひ度いと思つて諸方参考といふ機会もありませうし、願くば茲に出したのでありますが、強いて出せといふことであれば出せうといふ機会もありませうし、願くば行政委員に御一任願ひ度いと思つて居ります、之を議題にしてきめるといふのであります、議題は詰り議題として出て居るだけの議題であります。

○森川照太君　私は實は夫れをお伺ひして居なかつたのであります、茲に電気供給規程には書いてないが議題になつて居ります、従つて天津製米会社に電力料金を増すなり減らすなり適宜に變へるやうにして頂く規程は電燈の事と思ひますから供給規程の改正に関係を持つ何等かの理由に依つて電力料金を増すなり減らすなり適宜に變へるやうにして頂く規程は電燈の事と思ひますから供給規程の改正とは全然別な会社の積りで書いたのであります、斯ういふ規程をお入れになることは至極結構を思つたことゝ思つて賛成します、併し乍ら天津製米会社にどんな條件で幾等にきけたら宜しかといふことになりますと之は事重大だと思ひます、二仙五厘にすることか負けないといふ電否は其の事柄の重大だと思ひます、二仙に負けることか負けないといふ事柄の質夫れ自身が行政委員会の権限の範囲のものでないと思ひます、私は斯ういふやうな場合には民会にお諮りになる方が宜しいといふ考を持つて居ります、さういふことは決して御遠慮なんすまいが、将来調記を除つた上に於て自身が故障のある事柄は行政委員会のみの調査できめてしまふといふことになりますと其の事柄も斯ういふやうな事柄は行政委員会の権限のみできめることは出来ない、民国の利害関係のある問題を直に行政委員会のみで決定する事夫れ自身がいけないと思ひます、故に供給規程の改正には異存ありませんが、も一度此の天津製米会社との契約は民会にお諮りすが故に供給規程の改正には異存ありませんが、も一度此の天津製米会社との契約は民会にお諮

（56）

りになるのが穏てのの節から考へて至当の處置だと考へられますからお諮りになる方が宜いだらうと思ひます、殊に茲に此の会社には民国が三分の一の株を持つて居ります、さうしますと今の所では駅米会社といふものは民国が三分の一だけの株を持つた会社になる、何方にされてはならない状態の下に、天津駅米会社の幹部は民国が三分の二の株を持つ会社とは公然のものせしなかと思ります、然るに今のまゝですと民国側が利害関係を持たない駅米会社として議決してしまはなければなりません、夫れは我は無理でないかと思ります、夫れも出資に於て民会と対等になるのかを得て居らないのですから夫れだけがきめたなつて置いて後で駅米会社が出来ないだらうと思ります、之を民会に頼むことは行政委員会は出来ないやうに思ります。

○森川照太君　問題は詰り議題として居りました。

○行政委員会長（上野　喬君）

さうでせうね、どうも可笑しいと思つて。

森川君の只今の議論はよく私に徹底致しません、お説に依れば改正は変更ないといふことを繰返す、之を通過すれば夫れをもう一週民会に掛けようといふ御議論のやうに何は れますが。

○行政委員会長（上野　喬君）

すが、之を通過すれば夫れを変更しないといふことを繰返しまして、お話にはなりましたが、改正といふことは「但シ公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ行政委員会ハ特別ノ料金ヲ定ムルコトヲ得」此の文言に依ると料金を定めることは出来るのでありますが、之れは民会に掛けるといふ御議論のやうに何は れますが。

○森川照太君　問題は詰り議題として居りました。

○行政委員会長（上野　喬君）

さうでせうね、どうも可笑しいと思つて。

(57)

○森川黙太君　併し乎ら此の會社が別個の例でもある上其他の理由に依つても良會に附議されるカがあるかと思ひますが、さういふ考はありませんか。

○行政委員會長（上野　壽君）

但書を御覧願ひますと分る通り、其の會社に對する家約案といふものは行政委員會に於ても原案の旁趣を御ふのですからお委せ願ひ度いと思ひます。

○森川黙太君　さつしますと私家約案に關して考がありますが「第二條、會社ハ如何ナル場合ニ於テモ」といふことが書いてありますが、「如何ナル場合」と云ひますと全然不可抗力の場合も含んで居りますか。

○行政委員會長（上野　壽君）

不可抗力の場合は如何なる家約をしても変カないと思ひます。

○森川黙太君　例へば會社の機械が壊れたとか船をお出来ないといふ場合は。

○行政委員會長（上野　壽君）

さういふ場合があると思つてゐんと考慮して置くのです。

○行政委員副會長（勝田永吉君）

若し機械が壊れたといふやうな原因が別のいふ所に發生したといふことを調べて若し會社の怠慢といふやうなものが原因の一部分を爲して居れば勿論會社に責任を負わなければならないことになります。

○森川黙太君　さうすると天災等の不可抗力に依つて此の會社より非給出来なくなつたら吾々何處からか入港料を貰はなければならないことになりますね。

(58)

○行政委員副會長（勝田永吉君）

夫れは何うも已むを得ない譯でございます。

○潮底正敏君　一寸お尋ね致しますが、二十五噸の製氷に對してタンクは二つですか、二つですか。

○行政委員副會長（勝田永吉君）

タンクとしふのは。

○潮底正敏君　貴ぅ時に五噸のタンクと十噸のタンクとが出来ますが、夫れがあつたら此のタンクを使つて之は今使はないといふことが出来ます、若し一つの結氷のタンクが故障が出来てもう一つを使つて居つたら製氷の供給に對して決して差支ありません。（笑聲起る）素人が笑つてはいけません。

○議長（吉田勇次郎君）

大体原案質問も終りですから第二讀會に入ります。

○森川黙太君　第五條に「會社ハ第二條又ハ第三條ニ違反シタルトキハ民團ハ電力料ヲ定額ニ增加スルコトアルベシ」といふことがありますが、之は「違約する」といふことに改める方が宜しいと思ひますが。

○行政委員會長（上野　壽君）

監督官の方から非常嚴重な命令があるさうでございます、民團は電力を貰るといふことが非常な契約になつて居りますから電力料金を定額の五倍に引上げるといふことにして宜しいかと思ひます

○森川黙太君　此の家約案の中に利益配當に就て制限を附して貰ひ度いと思ひます、民團が二倍に負けまして、あの會社は三割も十割もの利益があるとする、私は非しかうすると傷るかと思ふ、

(59)

附してあつたやうに思ひますが、利益の配當率に制限を附して一割五分の利益があつたら相當の補償を爲すべし。

といふ文字を加へて貰ひ度いと思ひます。

○行政委員副會長（上野　壽君）

其の政府考慮致しましたが制限が五箇年と切つてありますし、如何なる會社でも最初の二三年は餘り利益のあるものでなく、後一年の事であり、此の事も監督官の方から命令が出るといふことでありますから若し出なかつたら入れなければならないと思ひます。

○森川黙太君　其の時は行政委員會で家約案を更へますか、若し監督官の命令がなかつたら。

○行政委員會長（上野　壽君）

なかつたら入れます。

○行政委員副會長（勝田永吉君）

只今森川君から發起人が行政委員會の中に三名も入つて居るが、之等は其の疑惑を釋むり易いといふ御尤もな仰せでございますから宜々の立場を明らかにする爲に行政委員會でご相談する項は能能明瞭に解決の爲に行政委員會で之に關すると自分達の解決だけの事は致します、其の採決の場合とか或は其の疑惑を釋むり易い様に致も公明な態度をとり又將來も其の積りでございますから何うぞ他の議員諸君は之に參加しませずに裏も十分其の點はお含み置き願ひ度いと思ひます。

○議長（吉田勇次郎君）

森川黙太君　私は承知して居ります。

○議長（吉田勇次郎君）

(60)

他に御意見御座いませんか。

○小谷万次郎君　五、六、七、八の四ヶ月は毎日に七十噸、九、十月は毎日三十噸使ふ、十一、十二が十五噸になつて居りますが二十五噸では足りないかと思ひますが如何でございます。

○行政委員（田村俊次君）

今潮底君からの御質問を調べて見ましたが、結氷タンクは一つです、併しコンプレッサーは二つあります、從つて別に差支ない。

○潮底正敏君　森川君の質問は一週に解決して居る。

○行政委員（田村俊次君）

向ふの使へない時は一方を使ふから供給に差支へるといふことはない、小谷君の質問をもう一週間言つて下さい。

○小谷万次郎君　五、六、七、八月は七十噸、九、十月は三十噸、十一、十二、一、二月が毎日十五噸。

○行政委員（田村俊次君）

配給の一番忙がしい時は四、五、六、七、八、九月で、だから其の前後に晝夜兼行で拵へて貯氷して置くのです、だから配給には事缺がない積りです。

○小谷万次郎君　多でも使ふのですからストックする分はないと思ひます。

○行政委員（田村俊次君）

多使ふやつは大したものでない。

○小谷万次郎君　支那の料理屋でも盛んに使つて居りますから。

○行政委員（田村俊次郎君）
けれども更に例二十七噸出来るのですから二十七噸ふんを出るということは、私の方の調べでは
なし。
○小谷万次郎君　若し足りない時に何ういふことになりますか、今年大医でも足りなくて一貫百十
七錢で買つて居つた。
○行政委員（田村俊次郎君）
足りなければ値段を値下げしやうといふ計畫がある。
○小谷万次郎君　大医では八トックも足りなかつた、二十錢に値を上げまして五十貫の所は四十貫
四十貫の所は三十貫といふ風に減じまして、其の間非常に困つた、其値を會社の方では非常に困
かつたといふことになつて居ります、さういふ具合に会議会更に更にないといふ場合は誠に市
民は困るだらうと思ひます。
○行政委員（田村俊次郎君）
種々の市議員（田村俊次郎君）
はたから外國租界に資ゐ分を資らないで租界内に供給するならば四季を通じて、此方に調べて会議員で
は電燈電話会社の株式を買つてくれなければ無論租界内は大変です。
○小谷万次郎君　もう一つお伺ひするのですが、民國の米は三十ボンドといふ金額でありましたが
三十斤を一俵で居る、民國の方は斤が三斤半十二個になり、人間米は十俵三個半に当りまして
一俵に七弗八十四個になる。
○行政委員（田村俊次郎君）

百三十ボンドの米給米は無線遅中で一割減ぜます。
○小谷万次郎君　百斤を人間で貰ふことにしますと、弗三十四個四角で、弗毎に人
間米ことは値段に変があるのです、市況が直接高
いものを貰はれなければならないことになるのですから。
○行政委員（田村俊次郎君）
御尤もです、私が今説明したのは家庭の比較です、家庭で二十銭づつ値上げ
致されますと、会社の米を買ひます、之を割して三斤半の方で一年間約づつ会社の方で取りに来いと言ふ
はなりますから会社と特約して一年間約づつ会社の方で取りに来いと言ふことは何ふと相談しても立
いと思ひます、無論引上げれば無理だと思つて居ります、無論安くなる様に致して居ります。
○小谷万次郎君　百斤で三斤半では非常に米が出来ると思ひますから家庭には出来ると安く頒ける様
らいと思ひます。
○行政委員（田村俊次郎君）承知致しました。
○森川照太郎君　ほんやり考へて居つたのですが、会議上の事由に依つて特別の新案を定めるに来存
居なかつたのでありますが行政委員会に委すといふことは一寸も考へて居なかつたのであります、
得ることの様に思はれますが、民會が之を定めるといふ
ことに致したいと思ひます、行政委員会に委せしないで民會に諸られることが妥当だと思ひ
ます、修正動議を申しました。

○行政委員（田村俊次郎君）
森川君から修正動議が出ました。
○森川照太郎君　「但シ公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ民會ハ特別ノ料金ヲ定ムル
コトヲ得」
○議長（吉田房次郎君）賛成ですか。
賛成者無し
（消水谷三郎君、修正の必要なし）
○議長（吉田房次郎君）
なければ三讀會に移しませうか。
賛　成
○議長（吉田房次郎君）
異れでは三讀會に移しまして此の案に対しての可否をきめます。
賛成者多數
○議長（吉田房次郎君）
多數を以て可決確定と致します。（拍手）
○行政委員會長（上野　壽君）
度前一寸申上げたのですが、契約案をお委せ願ひ度いと申して居りましたが、お委せが願へれば
行政委員會ニ一任ス」之は強いて申上げるのでありませんがお委せ願へれば只今申上げたことを

ば決議録に一項を加へて頂き度いと思ひます、もう一遍讀みます、「天津電氣水株式會社電力供給ニ
到スル契約ノ締結ヲ行政委員會ニ一任ス」之は議案にありませんので此の議案を作ら決議願つ
て頂き度いと思ひます、強いて申上げる譯でありません。
○小谷事務所　今上野會長から動議がありますけれども此の議案其のものを上ノ御所樣になれば尤
大な事柄利を行政委員會に一任したので行政委員會で特に必要を綜合民會にお諮りになることは結
構と思ひますが、今民會で可決確定致しました範圍内に於ては電力を別引して其の契約をなさる
といふことは行政委員會の御權限に属するやうに私は信じて居ります、従つて此の案が可決確定
した以上は自由に御契約なさつて差支ないものと私は思ひます。
○行政委員會長（上野　壽君）
夫れは御相談しなくてはならんことになつて居ります、夫れで特にお委せ願ふか何うか、不可ん
と御行れば決定のことは今の會に出します。
○森川照太郎君　二つの案別々に出します、夫れを議案と致します、今日議論其の議案を出して夫
れを決議しただけです。
○行政委員會長（上野　壽君）
夫れは決議なしたことですから作ら差支ないと思つて居ります
が。
○森川照太郎君　夫れなら夫れで宜しうございます、夫れから今小谷君の言つたやうに尤大な権利
を行政委員會に與へたやうに私も其の感じがあるのです、新案は政府之に基つて行政委員會で下

げることが出來るのですね、併し乍ら契約するといふことは單に料金に關する事のみでない、私は強いて此の場合彼是言ふのでありませんが、之から將來の爲にも民團が他に特殊の利益を與へてやるといふやうなことを行政委員會限りできめてしまふといふ先例をひくことになるといふことは甚だ將來の爲に考へて遺かなければならない事柄だらうと思ひます、夫れで私は契約案は附議されたら宜いだらうといふことを申上げたのですが、今貴下が提案したことも其の意味になる譯です、詰り民會に委して呉れといふ決議をしなければなりません、斯ういふ譯で今の附帶議案だといふので提議されたのであらうと思ひますが、將來民團が損をするやうな約束は吾々民會に諮るといふやうなことにして之を先例にしないやうにして頂き度いと思ひます。

○砂田　實君　只今上野會長から製氷會社の契約を行政委員會に一任するといふことを此の際議決すると仰有いますが、さうすれば行政委員會は將來團營といふことにしないで必らず製氷會社の成立を承認するといふやうなことになりますが、夫れで宜しうございますか。

○行政委員會長（上野　壽君）

今の所では民團は折角茲に會社が出來て居るのですから民團がやるといふ考はないのです、會社が出來るものと無論想像してやつて居りますから團營でやるといふ考はありません。

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは先刻お手許に配つて置きました砂田實君外五名の贊成者がございました建議案に移ります。

○砂田　實君（登壇）大分時刻も迫つて皆さんお疲れでございませうから成るべく簡單にやりますが、建議案の主文と其の理由とをお手許に配布して置きましたから便宜上文面で大体の要領を御

説明申し度いと思ひます、尚私は提案者でございまして外に五名の御贊成者を得た譯でありますが、私の申しますことが御贊成者の意見と全部が一致して居るかどうかといふことは解りませんので結局其の要領が提案に約説されたものかも知れません、不足の所は贊成者からお補取り願ひ度いと思ひます、此の建議案の主文は一寸一見讀みますと聊か不得要領の所があるのでありますが、以下私が順次讀みます所で御推量願ひ度いと思ひます、多少不得要領なこともあるといふ原因は今晩民會で製氷會社から受取りました設立趣意書並に收支計算書といふものも初めて此の議場で見たのでありまして、此の製氷會社の問題は過日來新聞紙を覗くとか或は私の寡聞のつかむ所に依りまして色々此の問題に就て考へて居りました其の結果茲に提出した次第でございます、今夜の此の建議の趣意は、今夜先程配りました「電氣供給規程改正案」要するにあの改正案は天津製氷冷藏株式會社の設立を前提として提議決定を見たのでありまして建議案にも書いてあります通り天津製氷冷藏株式會社が當に近く茲に設立されるといふことを前提の下の建議案でありますから其の點確めて置きます、さうして天津製氷冷藏株式會社は現在電氣供給規程も改正され其の趣旨其の他も縷々茲に述べられましたので、製氷會社も之から着々として設立準備に着手されることだらうと思ひます、又事實に於てはもう着々と一部の仕事等も運んで居るやうに洩れ聞いて居りますが、さうすれば此の天津製氷冷藏株式會社の存在設立を斯くなる上は民團としては其の目的の遂行に相當の援助をしなければならないと思ふのでございます、併し冷藏株式會社の事業其のものが衛生的の見地から既に總領事館の御方針にも合致して居つて先程の御趣意書にも書いてあるやうに來年度から始めるといふ餘程差迫つた狀態にあるやうに伺つて居ります、所が事業其のものゝ性質上出來得べくんば民團々營に移すべき性質のものであるだらうと思ひます、是れは豫

て電燈會社の擴張以來電燈會社の副業として其の當時の行政委員會で數度話題に上つたのでありまして其後具体的のことは私は聞きませんのでございますが、當然今回の此の規則改正案其他が議場に上る迄には行政委員會に於ても團營の事に付て相當御協議になつたものでなからうかと質は思つて居つたのでございましたが、今度の機會に於ける案は只此の規則改正と其の參考書類として製氷會社からの請願書を見るに過ぎなかつたのでございます、其の點から考へますと少くも行政委員會としては此の事業を團營でおやりになるだけの意思がない、夫れは吾々も想像して居りますのに現在の民團の財政狀態、又近く種々行はるべき事業等の點から考へれば民團としても餘程此の際にあの豫算通り二十萬弗を支出することは財政的に苦しい立場にあると察せられるのであります、夫等の點から見まして團營に全部移すといふことは精神的に勿論困難な立場にあるし、此の事業が現在租界に對する種々の方面に於ける風潮其他日支人双方の立場を色々考へましたならば、之は寧ろ財的にも苦しいなて或は又公有財産、私有財産といふ租界の將來を考へましたならば、之は寧ろ財的にも苦しいならば此の際全部團營にしないでも折角茲に表はれた會社に合致して此の株が出來るならば半分、茲に三分の一にしましたのは恐らく二十萬弗の三分の一、六萬弗位のものであれば民團の方でも現在だと或は此の金が調達出來るのでないかと想像することが出來るので三分の一以内としたのでございます、又一を民團に他の部分を民間に委ねるとか、夫等も考慮すべき點ですけれどもさうして置いた次第でございます、夫れから一方事業其のものを性質上私營會社には移したくないのであります、折角行政委員會では契約書其の他に於て色々會社とのお取極めをなさつてお出でになりますが、先程森川君からお話になつたやうに配當の制限だの冷藏事業其他に對する料金とか種々ありますから會社の内部に對して實際的に事業の吟味迄に監督をしやうと思へばどうして

も計算費位を月々送つて貰つた位では實際に於て會社の内部は隨分解り難い、寧ろ進んで重役を民團の方から送るといふ程度にしなければ私營會社の監督監視といふことをして出來るだけ吾々の會社に副ふやうに又他に多少衛生的から價値がありましても價格上租界民の負擔が增加することは多少いなみ難い所があるかと思ひます、夫等の點も亦保証でもして、此の事業に民團が實際的に接觸して其の事業の刷新を圖るといふことが必要でないかと思ひます、之が又折角天然氷の豐富な地方に於て此の人造氷製造事業をやるといふことは、萬一此の事業が失敗に終つたならば將來人造氷製造事業を起すことが不便になりますので、又實際日本租界の沽券に關する問題であらうと思ひますから、之は寧ろ實際的に於て民團は發起者其他一般の居留民と力を合せてやらなければならない問題だらうと思ひます、夫れらの趣意に於きまして此の建議案を提出した次第でございます、又多少申述べ度いこともございますけれども先以て大体要領だけお話して置きます

（拍手）

○議長（吉田房次郎君）

之に對して御質問ございますれば……意見も一諸で宜しうございます。

○森川照太君　「充分ナル監督ト援助トヲ爲スヲ以テ最モ適當ナリト信ス」といふことでございますが、株式三分の一以内として充分な監督といふことが出來ませうか、提案者にお尋ね致します。

○砂田　實君　私は民團は三分の一でも殘りの三分の二の中には恐らく發起者其他の方々のお考もあれば、出來るだけ日本人が應募されるのでないかと思ひます、先以てさう會社自体も之れだけの事業をやるのでありますから其の邊は相當考慮して協調がとれて行くのでないかと思ひます、之が不安ならば三分の一を半分にしても…。

（69）

○議員　出来る者　何方でも宜いと思ひます が来る者は殆ど必要を生ずるから出来る者の二分の一ということは出来ないと思ひます、来れば居留民団の都合で三分の一以上は特にないと思ひます、

○砂田　居る所…。

○議員　民団制度は三分の一以上特にないというのではありません、之は強の悪意とでありまして、来れば出の出席数を増やす副に平く賛成して頂きたいのであります

○小谷善吉君　何卒出の議案の賛成者の一員として此の提案に賛成を申上げたいと思ひます、天然来るべくでありますが、然るに人類来る者を増やすことは寧ろ出来ないのであります、

○議長　只今の説明に依つて明瞭に成つて来ると思ひます、

○砂田　今の方面から賛成者を増やすのであります、次に今回の如く緊急事態に於ては何らしても其の来る者を増やすということは寧ろ出来ないと思ひます、

○議長　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

（70）

の来る人数を増やすことは寧ろ出来ないと思ひます、

○議長　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

（71）

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

（72）

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

○議員　只今の説明に依りまして、此の会は出来る者を増やすことに賛成の方は挙手を願ひます

の半額程は實行豫算の中にありますので、三萬弗程は此の外に必要があるのです、之は陸軍と永らくの交渉で遠からず解決する積りでありますから、本年はどうしても陸軍倉庫を他に移し山口街の道路を修築することがどうしても必要になつて來ます、夫れから此の頃の新聞に一寸出て居つたやうに思ひますが、御承知の如く河の狀態が今日非常に改善致しまして、十一日かの稅關長の報告に依ると十三四日迄には遡航が出來るといふことになつて居ります、現に既に從來の如く幾等も續々として入港して居ることは御承知の通りであり、斯ういふ情勢に鑑みまして先般來民團に於きましては總領事閣下も煩はし、又民團直接に海河工程局にも參り稅關長にも會ひまして港域擴張を至急にやつて貰ひ度い、夫れから廻船塲をば設けて貰ひ度い、夫れから泥砂の日本租界にあるものを是非浚へて貰ひ度いと度々請求致しまして——の方も非常な好意を以て着々として進行して居りますから、遠からず港域も擴張致しますし、廻船塲も今年內といふことを此方から申して居りますが、本年內になるか、來春になるか解りませんが、遠からず出來る見込であります、さうすると閘口大街の東に當る山口街の碼頭道が今日無いのでありますが之はどうしても山口街、大和街迄碼頭に沿ふて通し度いのであります、山口街を貫通させなければ非常な不便を來すのであります、さうするとあの土地を買上げるのに四百九十九なにがし、ざつと五百坪買上げなければなりません、夫れに沿ふて道路を拵へますと百八十三間程ソリテヂツト道路を拵へなければなりませんですが、今日迄の計算に依ると三萬三千弗掛ります、夫れから稅關の出張所であるとか、埠頭事務所であるとかといふ建物も百坪位建てなければなりませんので彼是拾五萬弗の金が要るのであります、之は臨時支出でありますが、既に今日迄解つて居るのが、此の四口で二十五萬弗あります、斯ういふ事情でありますから成るべく民團は本年から節約して來年の剩餘

金を餘計殘してさうして斯ういふやうな事業を遂行したいといふ考で一生懸命になつて居る際でございます。

是れは民團で今日解つて居る極くざつとした話でございますが、御承知の如く最前も申しましたやうに外務省に對して度々民團の困難な事情もお話して五十萬弗の團債の支拂も五六年延期願ひ度い、利子は其の間免除して頂き度い、東亞興業の團債も七、八、九の三年延ばして貰ひ度いといふやうな色々なことをお願ひして居る際でありまするし、民團の財政として全く餘裕がないと云つて宜いのみならず非常な明年の豫算に就ては苦心致して居るのでございます、斯かる際に最前のお話の三分の一と申しましても約七萬弗或は夫れ以上十萬弗になるか幾等になるか知れませんけれども數萬弗乃至十萬弗に近い金を出すのは民團財政上から云ふと非常な大打擊でございます、折角斯ういふことを忠實にやらうと思ひますと、之は何も行政委員會に相談した譯でありませんが、當局者としては輕々しく此の株券を持つといふことは今晚初て建議案を拜見しておいそれと贊成出來ないやうな狀態にあるのは甚だ遺憾に思ふのであります、一寸夫れだけ申上げて置きます。

○植前　香君　建議案に關連して行政委員會にお尋ね致します、行政委員會でお解りにならなければ發起人の方から御回答願ひたい、聞く所に依りますと、機械及建築を註文したとかしないとか話を聞いて居りますが、夫れが事實であるかどうか、若ししたとしたら註文の金額は目論見書に出て居るものと略近いものであると見て差支ないか、若し許されるならば直接其の交渉の任に當つたお方の氏名及註文先、夫れだけを御回答願ひます。

○行政委員（勝田重直君）

之は行政委員としてのお答でなく發起人勝田の說明としてお聽取願ひ度いのであります、只今植前君の御質問の通り目論見中にあります値段を以て東京の木下商會へ機械と据付工事一切を請負はしました、註文は十月一日に致しました、勿論冷藏庫の方の機械も含んで居ります。

○鹽谷信治君　先程小倉議員からのお話に依りまして民團が此の製氷會社の株を持つ所以は成るべく安く氷を需要者に供給したいといふのが御趣意のやうでありましたが之は建議案にあります通り三分の一の株を民團が持つと致しましても三仙五厘より安くなるか、私は夫れ程安く出來ないかも知らんと思ふ、しますれば現在の自然氷よりも假りに三仙五厘より安くなつても約二倍半の高い氷を供給され、其の需要者は即ち居留民、さうして其の居留民の現情は何うであるかといふに、例の三十萬弗の金を借りなければならないやうな現狀であります、其の居留民の中には現在日本で政府竝言論機關でモツトーのやうに云はれる日支親善、其の親善にしなければならない中華民國の居留民もあるのであります、さうして勿論諸君が其の通有性として吾々日本人から見れば吝ではないかと思はれる程物質的に輕減を計つて着實にやつて行つて居る國民である、此の支那人に對して現在の氷より二倍半高いものを使はせなければならない、親善にしなければならない吾々は餘程考へて見なければならない問題であると思ひます、さういふ際に此の建議案にも此の會社は營利會社の見込でありますが、二千、三千、四千の株を持ち、さうして居留民から得た利益を其の二千、三千、四千の株に對する配當として民團が取るといふことは之も重大なる問題として考へて見なければならないと思ひます、又或一面に此の製氷會社に關係なく何れの會社であらうとも會社の株を民團が持つといふことは現在の議案に關係なく別途の議題とすべきものでないかと思ひます、尙一面に於て折角生れんとして居る會社の發起人諸君に對して民團といふ

パツクを持つて株數の三分の一以上も民團のものに取るといふことは如何であらうか、斯かる點を考慮しますと容易に贊意を表することが出來ないやうに思ひます。

○植前　香君　先程のお答かよく解りませんでしたが、建物も全部這入つて居る譯でございますね註文の金額は目論見書にあるものと同じと見て差支ありませんか。

○行政委員（勝田重直君）

其の通りであります、差支ありません。

○行政委員（臼井忠三君）

私は此の民會の劈頭に從來監督官から伺つたことのない民團行政に關する御注意を聽きました、殊に過日來世上に色々の噂のあることも耳に致しました、此の際此の建議案に對して斯くの如き議論を致しますと、一層斯かる風說なり又先刻總領事が矯められたる黨派的觀念といふ風な問題に層一層の誤解を招くことゝ考へまして先刻來質問や意見の發表を差控へて居りましたが、十年民團行政に携つた私として今日出た建議案程意味の解し難い建議案はないと私は申すのであります、何故かと申しますと、此の建議案の理由の一つは此の事業が誠に社會的によい事業である、此の監督權の行使を民團は充分にしなければならないが故であるといふことを第一に擧げられたのであります、先づ監督が必要であるといふことに對しては何人も異議はないのであります、併し乍ら監督の行使を三分の一の株主になつてする、といふことを考へられる人が、先刻來議論されたる民團が特に電力を安く供給してやるといふ特典を附與して、此の特典を一方へ與へるが故に必らず監督するぞといふことに何故お考付きにならない、監督といふ利害を同じくする株主に向つて監督するよりも、其の會社を監督するといふ立塲に居つてこそ充分な監督が出來る筈でご

ざいます、茲に理由の理由があると思ひます。

第二の理由として擧げてあることは補助であります、補助といふ言葉は此の仕事を助成する意味もありませう、又此の仕事がよい事であり民團は相當犠牲を拂つても此の仕事を助け度い、斯ういふ意味でありませうか、然らば株主といふものは利益を目的として入るのであります、會社の事業を儲かるやうにするやうにして這入る株主である、株を持つて其の會社の仕事の助けをするといふ意味にならんのであります、會社が資金が集らないから出來ないといふので助けるといふのならば異議があります、併し今日未だ其の事情を聞いて居りませんが、恐らく會社が成立し難いから民團に株を持つて呉れといふ意味ではないだらうと思ひます、さういふ失禮なことを申上げるのでありませんが、然りとすれば補助といふ言葉が意味を爲さんではありませんか、只の金を貸してやつて民營にして配當してやつて宜いから、出來た氷を安くしろ、之れならば此の事業を補助するといふ意味になりますから、株主になつて此の事業を助けるといふことは今申すやうに資金が集らないから資金をもつてやらなければ此の仕事が出來上らないといふ結論に達します夫れならば此の建議案は此の會社の發起者から出なければならない建議案であります、之は態々反問致しません、反問致しませんが、恰も世間は發起者の意を受けて斯くの如き建議案を提出したのでないかといふ疑を持つて居りはしないかと思ひます、又國際關係の風潮に鑑みて半官半民といふことが此の理由書にありますが、國際關係の風潮といふことは團營にする必要はあるけれども民團の財政も現在苦しいし、又國際關係の風潮に鑑みて半公半民といふことは先刻も、小倉君の説明の中にはございませんでしたけれども　何とでも考へて只今鹽谷君の云はれた如く此の會社が造つた氷を一仙でも高く支那人に賣らなければならない、其の支那人が高い氷を使ふとい

ふことに不平を起すだらう、斯ういふことから考へると團營にしてはならんといふ意味でないかと思ひますが、其の意味であるならば株主になることは悪いと云はなければならない、團營にするのはいかぬが株主となるのは宜いといふ議論は立たん、之は私の想像が臆測に過ぎないかも知れません、若し建議者に於て私の意見に對して異議があるといふならばもう一度御説明願ひ度いと思ひます、之を又全然變つた立場から單に民會議員の一人又は數人が此の事業は非常に結構だ私も此の事業が決して悪いとは申しません、衛生上から考へても人造氷を安く得るといふ點に於ても決して悪いといふ考を持ちませんが、夫れだから民團は三分の一の株を持てといふ提案をなさる方々に此の會社の計畫其のものに就て充分な御研究がしてありますかといふことを反問致し度い、會社の計畫其のものに、先刻誰方からかお話がありましたが、若し極めて杜撰な點があるといふものであつたとしたならば、さういふ會社の株主に民團がなれといふ議論は甚だ居留民に對して不忠實な議論であると思ひます、會社の仕事がよいからと云つて會社の計畫の内情を調べずして遮二無二株主になれといふ、此の又反面には會社が出來上らんから民團が手傳つて拵へるのでないかといふ意味が多分に含まれて居ると思ひます、然りとすれば斯くの如き僅か五千の居留民が共々自治を行つて居る所に色々に形を變へたり、色々策動して斯くの如き建議案の形で表はれて來た、之は發起者諸君から卒直に請願の意味の建議案が出て來なければならないと思ひます、私の見方が獨斷的であるかと思ひますが、若し發起者たる勝田君なり田村君なり、會社として斯くの如き助力を必要とするかしないか、といふことを明らかにして頂き度いと思ひます、助力といふことは資金關係に於て、金が足りないといふのでないか、民團が入つて呉れると此の事業を助けるに都合が宜い、といふこともありませう、さうでない、集り難いから民團で持つて貰

ひたいといふ理由もありませう、其の他色々な理由がありませう、其の理由を卒直にお話願ひ度いと思ひます、提案者の砂田君の御説明を聽きまして、小倉君の後からお述べになつた議論の中に甚だ矛盾があると思ひまして此の點、此の建議案に對する本當の理由を今一應卒直に伺ひ度いと思ひます。

○砂田實君　只今臼井君から色々御説を承りましたが、恰も建議案が發起者の方と吾々が共謀してやつたやうなお言葉に取られたので一提案者として甚だ不滿足甚だ不平であるといふことを申上げます、今迄お尋ねになつたことに對して色々此處で申上げることを避けますが、結局「總株數三分ノ一以内トシ其ノ決定及手續等ニ就テハ之レヲ行政委員會ニ一任スルコト」といふことを附加へてありますのは要するに行政委員會に於て臼井氏邊りの御意見もありませう、皆さんが持つ必要ないといふことになれば持たないでも宜い、少くとも吾々提出者の趣意は之は社會の爲であるといふことに對して特に此の條項を尊重して居ります、此の點を特に申して置きます。

○小倉章宏君　只今の贊成の意見の中に頗る矛盾があるといふので臼井君から御叱聲を頂きましたが併し、其の答の前に當つて私の希望が那邊から出て居るかといふことを、實は先刻申しましたけれども訥辯にして或はお聽取難かつたかも知れませんので私の本當の出發點をもう一應臼井君の御諒解を得たいと思ひます、私は只今砂田議員と同じやうな立場に於て決して發起人諸君から何うか斯ういふことをして呉れといふことを賴まれたことのないことを斷言致します、私は先日來此の會社に對する世論及進行の狀態を見まするのに甚だ發起人諸君に對しては失禮であるかも知れませんけれども、此の決定は民團が團營にして迄やらうかと御計畫になつて居る公益に關する頗大な事業が或は一般經濟界の不況其の他の理由に依つて若しも其の設立に非常なる支障があ

る或は無理に進んで若し結果が却て租界の爲に悪い結果になりはしないかといふことを甚だ潛越ではありましたけれども考慮致しまして此の有益な事業を完成する上に即ち最も安い値で居留民一般に人造衛生氷を配給して頂き度いこと及確實に日本租界全般に供給し得る爲にはどうしても周圍の環境とか民團が力を盡して、敢て補助を強ひるのでありません、即ち民團の財産の損失をさせないといふ意味でなく、則ち一方から考へましたならば或場合に其の仕事が非常に公益に關係のある有意義のものならば團營でも宜い、若しくは財政が許すならば助成しても宜いといふ自治公共團体の立場から此の事業に資金を投じてさうして其の設立を健全ならしめ、さうして充分に目的を達せしめたい、といふ趣旨の下に私は砂田議員の提出した建議案に對しまして贊成を申上げたのであります、決して發起人から依頼されて一種の手先になつてやつたやうにお取り下さつたやうなお言葉がありましたが、之は餘りに臼井君は私を侮辱せられましたので、立論其他に就ては私はとても不行屆でありますけれども私の衷心の意思は其處にあるのでございます、夫れから色々お擧げになりました條件の中に國際關係の狀況に於て行ふといふやうな意味は實は餘り多く申上げなくてもお解りだらうと思つて避けたのでございます、其の點臼井氏のお考と違ひますので、今日の支那を中心にした國際の狀況が之迄新年來進展致して居りますので成るべくならば此の事業の性質から云つたら團營にしたいのだけれども此の環境に於ては寧ろ成るべく多く民業に本体を置いた方が將來の準備にもなりはしないかといふ意味に於て贊成して居つたのであります、從つて此の事業を徹底的に申しましたならば團營にしても宜い性質のものであります所を財政等の狀況に於て寧ろ之は民間に於て熱心にするものがあるならば之と手を携へて此の事業をやることは矛盾でなく不都合でもないと信じて居る譯であります。

○山田榮治君　私も此の建議案に對する贊成者の一人と致しまして臼井君に申上げて置き度いと思ひます、今小倉君から云はれた通り又提案者の砂田氏から申されました通り吾々は此の天津製氷株式會社の發起人として何等の關係を持つて居ないもので私が頼まれたのでもなければ又其の手先になつて之に贊成したものでもありません、其の事は玆に言明致します、只色々先程からの御議論を拜聽致して居りますと、天然氷を現在のまゝ配給して差支ない狀態に於て尙且人造氷を拵へる會社を設立されるかのやうな議論をされて居るやうに承りますので、之は監督官廳の方の權限でありますけれども、近く天然氷の使用を禁止するといふ館令をお出しになることを前提として此の會社が生れて居るものと思ひます、若し天然氷を玆に使用禁止されました曉は何ものか之に代るべきものを拵へなければならないのであります、若しも玆に現在の發起人諸君に於て此の御計畫がありません場合は民團は天然氷が禁止されたからと云つて默つて見て居る譯に行かぬだらうと思ひます、其の意味に於て此の會社に對しては民團は少くも多少の犧牲を拂つても其の會社を成立させなければならないのであります、尙此の製氷會社の製氷に就ては先程からお話もありました通り民團に於ても曾て其の御計畫があつたといふ事實もありますし、其の事業が惡いことでないといふことは明らかであらうと思ひます、只私も之を團營とすることは誠に結構なことゝ思ひますけれども、財政の都合なんかを考へまして三分の一位の程度に於て民團が株を所有し此の會社を成立せしめることが誠に結構なことであると信じまして、此の建議案に贊成したのであります、臼井議員の仰有るのには保證契約を以てすれば何も株を持たないでも監督は充分出來るといふ御說でありましたが、或程度の監督は出來るかも知れませんが、業務執行に就ては株式を所有しないものは發言權が無いだらうと思ひます、一般居留民に成るべく安い人造氷を使ふや

うにするに就ては民團自体が其の株主となつて業務の執行に一々關與するのでなければ只監督の立場に於て表面上の監督だけをして居るのでは其の目的を達することは出來ないだらうと思ひます、其の意味に於て私は民團が株を所有するといふことは最も事宜に適したことゝ信ずるのであります、尙先程此の字句に付て援助とか監督とかいふことを御質問になつて居りましたやうでありますが、之は只建議案の形式として斯ういふ文字をつけただけでありまして、目的は民團が株を所有するといふことの決議を願ふといふことが建議案の趣旨でありますから援助といふやうなことに就てさう重大視されることはないと考へます。

○行政委員（藤田語郎君）

此の建議案に就て贊否の議論が大分ありましたが、最早議論が盡きたと思ひますが、私は行政委員の一人としまして此の製氷會社の成立に對して非常な心配をしました、實は昨日態々上野會長を訪問して自分の意見を述べ意見の交換をしましたが、行政委員の立場として此のまゝ放任して宜いかどうか、といふことは或は株を持つて監督したら何うかといふ建議案の趣旨と同樣の意見を會長迄述べましたが、幸に玆に建議案が出ましたのを見まして私は贊成者の一人でございます先程會長は此の建議案が通過した曉に於て五六萬の株を持つには財政上困難であるからといふやうな風に申されましたが、私は行政委員の一人としまして來年度の豫算に於て五六萬の株を持つて豫算の編成が不能になることはないといふ確信を持つて居りますから皆さん御安心下さいまし私は行政委員の一員でございますが、行政委員は贊否に入りたくないと思ひましたから默つて居りましたが、臼井委員の反對議論もありましたから私は一言贊成意見を述べて置きます。

○行政委員（臼井忠三君）

會社發起人の方からは別段お答はありませんですか。

○行政委員副會長（勝田重直君）

臼井委員のお尋ねは、發起人として私共が此の會社を成立せしめやうとして居る時に當つて民團で株を持つことは發起人として何ういふ意見を持つて居るかといふお尋ねのやうに承りましたが元々吾々は此の建議案其のものに對して敬意こそ拂へ決して不滿足には考へて居らないのであります、併し乍ら建議案を吾々が恰も動議を出したやうなお口ぶりでありましたけれども大變迷惑至極な話で、之は名前を許されるならば言つても差支ありませんが、議員中に斯ういふ意見を持つて居られる方がありましたです、臆面なく此處で申上げますから感情に障つたらお許し願ひます、天然氷は不日禁止されるものである、さうしたならば市中に何か之に代るべき比較的安價な氷をどうしても居留民は得なければならない、さうさふ場合に際して行政委員諸君は、何故默つて居るんです、君達許り奔走して他の行政委員が恰も箝口令をはめられたやうに沈默して居るのは何ういふ譯だ、甚だ怪しからんでないか、併し夫れは發起人の一人としての私達から考へますれば、成程と考へざるを得ないのでありますが、私共行政委員といふ立場から考へますれば、先程會長からも縷々財政的の說明がありました如く行政委員は其の心持にはなつて居りましても夫れを受諾するだけの雅量がありましても結局財政に行きつまれば其の策は遂にならないのでありますから、到底事實としては行政委員全体の問題としては輕々に取扱ふことは出來ない、殊に團營といふやうなことに對して今此處で實施しやうとしても或は出來ない相談でないかといふ歸結に陷るのでありますから左程此の問題に對して他の行政委員諸君か關與なさらずども爲さらないだけの根據があつて爲さらないに過ぎないのだから、と私から辯解を與へて置きました、夫れは

餘談に屬するでせうが、結局何等か天然氷に代る人造氷の品質檢査等を內地では受けて氷の販賣をして居るのださうでございますが、夫れに匹敵する氷を得なければならないといふ現狀に最早近き將來に於て立てなければならない時に吾々としては何うしても何等かの形に於會て社の組立が何ういふ方法に依るか其の方法は第二として玆に共同の利益になるやうな施設を立てなくてはならないといふ觀念には誰しもならなくてはならないものでないかと思ひます、夫れで反面組合の仕事は營利的にならなくては成立は遂げられない、其の點に或種のヂレンマを感じますが、相當の利益を見つゝ公衆の爲に努力して行く精神を確立したならば玆に建議案となつて表はれて來る、其の形式は自然の歸結に赴いたものと自分達は少くとも感佩して居る次第であります、發起人として玆に臼井氏の說に對してお答をした次第でございます。

○行政委員（臼井忠三君）

勝田君にお答旁々最後の結論を申上げますが、團營にする程必要な仕事である、併し、民團の財政に鑑みて提案しなければならない、之は御尤もであると思ひます、之は傍觀の一民會議員が詰問した如くに館令が出るのに行政委員會は放つて置いてはいけないでないかといふ立前から貴下方が發起下さつたことも感謝致します、十人の行政委員で何故に僅かに三人しか御相談にならないのですか、私は御承知の通り貧乏でありますから株を持つ資格はございませんが、會長上野氏すらも氷會社を造るといふ御相談を今日迄受けて居られんといふことを聞いて居ります、其他數人の行政委員が一向御相談を受けて居られないのであります、私は永く留守して居りましたから其の機會がなくて、そんな會社か出來るから電氣を安く賣つて貰はなければならない、君にも相談したいがといふお話だけ聞いて居ります、私は其の時合理的に電氣の原價を算出することが必

要だらうと思ふ、電力の原價が極まらないで計畫を進めるのは可笑しいでないかといふことをお話申上げた筈です、此の點に於てお話の中に決して故意になすつたといふのでありませんが少しく筋の通らない點があるのでないかと斯う申し度いのです、先刻氷小倉君なり山田君のお說に對して簡單に申上げますが、賢明なる御兩君が、監督といふことを必要とし、此の仕事を勘成することを必要と考へられることは甚だ營利の伴つて居る、營利を目的の株主としての意見ですが、業務を實際に於て監督をするのは業績を擧げて行く爲に必要なことである、業績を擧げて行くに取締役になつて、會社が儲けて行くやうにするには株主になることは固よりであります、之を民會が決議をして民團の儲かる仕事だから、分前が多いとは考へてないと思ひます、然らば仕事を監督して暴利を貪つたりもつと安く出來るものを安くしなかつたりすることのないやうに監督したいといふのと、株主となつて利害を主とするのと利害外に立つて監督をするのとでは矛盾があります、此の事業を團營にしなければならない程社會的、公共的性質のある仕事であるか、社會的に事業を監督するのも結構でありますが、進んで株主となつて監督しなければならないといふことは私には何うしても承知出來ません、然らば何ういふ事か、結局會社が成り立たぬと困るから助けやう、會社が成り立つやうにしてやらうといふことに主點があるならば發起人に御相談なさる、折角發起人が會社の利益を壟斷して居ることでありますから誠にお節介になるのでないかと思ひまして、民團の爲に安い氷を供給させるといふ立前から此の仕事を放つて置かれない何等か方法を講じなければならない、といふことなら監督の方法はいくらもあるし、株主にならなければならないといふ譯はない、會社を拵へなければならないが只あの人達に委せて置いてはいけないから、株を持つて拵へ上げやうでないかといふことなら解りますが、其の他に私はどうしても承知出來ません。

○山田榮治君　只今臼井さんより株を持たなくとも大に監督をすれば宜いでないかと繰返しての御說でありますが、只不都合なことのないやうに監督するだけならば夫れは電力を減價供給する保証契約の下に或程度の監督は勿論出來るであらうと思ひます、併し乍ら建議案に贊成致しました目的はそんな簡單なものでなくして先程申上げましたやうに製氷會社は天然氷を禁止されるといふことを前提として拵へなければならないものだから此の會社が出來たものであると吾々は解釋して居るのであります、從つて勿論此の會社の成立を援助する意味に於て民團が株を持つといふことも一つの目的であります尙進んで成立後は民團が直接重役の一員ともなり日々の業務執行に就て悉く民團が發言權を持つことの出來るやうにしてやり度いと思ふのであります、只此の參考書にもありますやうに一年に一度や二度の決算書を貸借對照表、營業報告を見せて貰つて夫れで安心して居る譯に行かないのであります、といふのは居留民全般に成るべく天然氷と變らない程度の安い値段を以て人造氷を供給したいといふ意味に於て直接營業に民團が携らうといふのが目的であります、尙巷間色々此の會社の設立に就きまして疑惑の眼を以て見て居られるやうでありますので、茲に民團が株主の一員となつて此の會社を設立することになりますれば、自然現在の發起人の方々がある野心の爲に拵へて居るものでないといふことも一般日本人にはよく解つて居るでありませうが、支那人の方に色々策士が煽動して之が設立を妨害しつゝあることも事實か何うか解りませんが、聞いて居るのであります、さういふ人にも民團が直接此の主体になりますれば安心することも出來、此の會社の設立に效果があるものだと考へます、尙發起人に相談もせずに要らぬおせつかいといふお話でありますが、現に只今發起人勝田氏から、之に對しては敬意を以

て迎へるといふ御說もありまして、一向御迷惑にならないやうに考へますので、初に私は本案に皆樣御贊成あらんことをお願する次第であります。

○森川照太君　只今山田君の御說の中に策士が支那人側に妨害策動をして居るといふ說があるとの說でありましたが、支那人に此の會社の株を持たせるのですか、どうか伺ひ度いと思ひます、又私は發起人でありませんから持たせる持たせんは勿論知りませんが、勿論之は公募されるものと思ひますから、公募される以上は支那人であらうと日本人であらうと株を持つて差支ないと思ひます、私の聞く所では支那人に株を持たせうといふのならば民團は株主になることは面白くないと思ひます、民團等を株主にしたら、利益の配當をよくしなくなるであらうと憂うるが故に民團が株主になつたら支那人は必らず此の株を持たなくなるのが眞相だ、さうですから右の如き御說があつたら夫れは間違だらうと思ひます、尙此の建議案の中に「之レカ製造販賣ヲ一營利會社ニ特權的ニ委ヌル時ハ漸次其ノ目的ヨリ遠サカルコト明ナリ」さうすると天津製氷冷藏株式會社は斯くの如き會社なるが故に本來の目的より遠さかることは明かだときめられてありますが、之は相當非道いことをおきめになつてしまつて斯ういふ建議案をお出しになつたものと思ひます、其の建議案をお出しになつた趣旨が當局者に甚だしく侮辱を加へて居られはしないかと思ひます、私は行政委員會を傍聽して居りますが、其の時に說明を聞いて居りましたら公益の爲ならば損を忍んで迄やらうと發起者の一人が說明されたのを聽いて居ります、夫れ迄しやうといふ會社が本來の目的より遠ざかることと明かなりといふことは甚だ發起者を侮辱して居るやうに此の建議案の動機があると思ひます、甚だ當を得て居ないことでないかと思ひます、斯くの如き斷定が下せるかといふに私は下せないと思ひます、何となれば動力量は二仙だといふことに極つて居ります、

代價は三仙五厘になつて居りますけれども、私が先刻申上げましたやうに大に儲かるかも知れません、無制限に利益を取られるのがいけないから幾等迄負けてやつて一割五分以上の利益があつたら相當の補償をさせるといふことにしたら宜いと思ひます、監督官に於ては夫れを既になさるといふことであれば發起人の貴下方を疑つても此の建議案の提出者を疑つても監督官のさういふ嚴重な御命令のある以上は出來ないことになつて居る、然らば營利會社だから本來の目的から遠さかることが明かなるが故に監督しなければならないといふ議論は成立たないと思ひます、尙茲に「充分なる監督」といふことがあります、三分の一の株を持つて何うして充分な監督が出來ませうか、三分の一の株を持つても夫れは監督出來ませうが三分の一の株主には三分の一しか監督出來ない、少くも二分の一持たなければ監督出來ないといふことは明かだらうと思ります、後には充分なと云ひ乍ら不充分な監督となることもあるだらうと思ひます、來年度は非常に苦しい、本年度も非常に苦しいといふことは本年度の豫算を作る時にも度々伺ひました、來年度には特に色々增して來る、先刻會長の述べられたやうに色々の負擔が殖えて來るといふことであつたならば三分の一の金さへ出ないといふ時に半分と言つたら尙出ないことになりはしないか、さうして充分な監督をしやうといふことは、若し營利會社の充分な監督をしやうとするならば過半數の株を持つて居なければ出來ないといふことは申上げる迄もないと思ります、すると、民團の財政は三分の一が苦しいなら二分の一は尙苦しいと思ります、之迄しなければ出來ないといふのでなくして發起人からは會社の成立はずん〳〵進行して居つて民團の援助がなければ此の會社が出來ないといふことは一言も私は伺はない、私は出來るものと諒解して居る、然らば援助も必要ない、充分な監督といふ理由の下に不充分な監督をする必要はない、即ち會社の本來の期待に逆くこと

は出來ないといふことになつて居りますから監督の必要はないと思ひます、故に株を持つことはしない方が宜いと思ひます、且先刻會長がお話になつたやうに民團の財政窮迫の餘り五十萬弗の元金を返さない、利子も引張つて居る、東亞興業の借も元利共延ばして貰ふといふ窮狀を訴へて夫れのみならず低利資金を借りて來て着しくは本回議題になつたやうに三十萬圓の金を借りて來やうといふ時に居留民團が此の會社に對して三分の一若しくは二分の一以上の株を持たうと極めました時には私は外務省當局は何うお考になるだらう、餞がないからあゝもして呉れ、斯うもして呉れと云ひ乍ら七萬か十萬か知りませんが、そんな金を出す餘力があるといふならば或は利子を負けないといふやうなことをお考になるかも知れない、夫れだけの金の餘裕があるといふことで、株を持つといふことの影響恐るべきものがあるだらうと思ります、私が外務省當局ならば夫れを疑ひます、斯くの如き意味に於て此の提案者諸君が不純なことをなすつたとは考へませんが影響の重大なことを考へて只一見斯ういふことをおきめにならん方が宜いと思ります、殊に今晩突如として之を提案されまして、さうして數時間の討議を以て民團が株を持つといふことを決定するのには民會議員としては此の會社の營業の實質を充分に研究しなければ極め得られないものでないかと思ふ故に、建議案を出して其の晩に民團をして其の會社の株を持たしめることを極めるといふやうなことは甚だ民會議員は輕卒なことをしなければならない結果に陷ることとなります、夫れは吾々が居留民から選ばれて民團の行政に參與する權能を自ら輕く見るやうなことになりはしないか、若し民團が株を持つといふことでしたならば其の事業を民團自ら充分研究しなければならない、といふことの必要なことは申す迄もないと思ひますが、今日之を出して今日之を極めるといふことは神でない限り不可能でないかと思ひますから其の理由からも此の建議案に贊成することが出來ないものであります。

○清水幸三郎君　只今森川君から色々御議論を承つた中に此の建議案に就て民團が三分の一の株主だつたら會社の監督は出來ない、といふ點からお叱言が出ましたけれども、森川君の言はれるやうに二分の一以上の株を持たなければ監督は出來ないといふのならば、壓迫的に意見を主張する株主であつたら半分以上持たなければいかぬかも知れませんけれども、民團が三分の一持つ以上は先づ天津製氷會社の大株主、又此の會社の設立發起人の意向を聞きましても成るべく一般に廣く株を募集して、縱令一株でも日本人各位支那人にも分けて持つといふ場合に民團が三分の一を占めて居つたならば充分會社の內容を監督出來るものと思ります、又提案された趣旨に贊成者の一人であれば斯う緊急に迫つた必要な會社であるからには株を募集することも一日も早くはやめなければならないといふ必要もあるだらうし、一般居留民の衛生にも便宜な會社であるから株を持つといふ建議案に贊成するものであります、議論は色々ありませうが、もう時間も遲くなつたやうでありますから議論を大概にして採決を求めて欲しいと思ります。

○森川照太君　三分の一の株でも或程度の監督は出來ませう、充分な監督といふことになりますと大部分の株を持つて居なければ私は出來ないと思ります、三分の一でも充分な監督が出來ると清水君がお考になれば私と貴下と見解を異にするのであります、民團が株を持つて監督するのは尤ものやうでありますが、實際的に考へますと民團が株主になつても吾々民會議員がやる譯に行かない、行政委員全部がする譯に行かないことゝ思ります、實際問題としてお考になつた時恐らく民團を代表する何人かゞ之に加はるだけの話に過ぎないやうなことになるだらうと思ります、其の時には幸ひに發起人に三人の行政委員が居られるのだし、之等の方が恐らく重役になられるも

のと思ひますから特に民團から誰か加はらなかつた所で本來の目的から遠ざかることはないと思ひます、假りに三人が重役になるといふ位のことならば、さしたる監督の實績を擧げることは恐らく出來ないだらうと思ります、本來の目的より遠ざかることは明かだと思ります。

○議長（吉田房次郎君）　先刻から色々御議論がありまして大抵論旨は盡きて居ると思ります、之から何時迄やつても同じだらうと思ますから何うか議決願ひ度いと思ります。（同感）

○行政委員（遠山猛雄君）　私は今晩此の建議案を議題にしたことに就て及之を決議することに就て多少の疑問を持つて居ります、今晩の議題は、今晩は無論臨時民會でありまして、民會の決議に依りますと通常民會に於ける議案は少くも一週間以前に配布する、從つて其の問題を臨時民會に於て議することは從來の慣例からみましても豫て配布された議案以外の問題を臨時民會に於て議することは恐らく前例がないと思ひます、其處で之は今晩の議事日程第三「電氣供給規程中改正ノ件」の親類らしく見える議案でありますが、此の會社に對して民團が株を持つや否やといふことに付ては全然本問題と關係のない別個の性質であると考へます、然らば更に左樣に火急を要するものかと考へる時、會社其のものは既に自信を以てさうして進行中であるのでございます、民團が之を持たなければならないといふことが左樣に必要であるか、會社其のものが今資金の募集に困つて居る、行詰つて居る、其處へ居留民の必要も迫つて居るといふやうなことがあるならば夫れは非常に火急なことであると

認定されるが、即刻出して既刻議決して色々な方面を考慮しなければならない問題があるに拘らず之を決議に依つて實行機關に强ひられるといふことは餘り無謀でないかと思ります、之を採擇すれば議長の手加減にも少し無理がないかと思ります、只今のやうに議論が紛糾して、豫め豫備知識を持つて居て皆が討議するのでなく何もなしに討議するのは議長に此の責任があると思ります、之を實行することは從來の慣例を無視し、民會の施行規則に於ける通常民會、臨時會に對して此の法の精神に違反すると考へます。

○議長（吉田房次郎君）　遠山さんにお答致します、臨時民會ではございますけれども成程議案はさうでない、規則の改正である、實は製氷會社に對する議論が盛んに出て居る、實際は製氷會社に關聯したことで此の席に建議案が出たら之を議場に上して差支ないと私は解釋して居ります、之に對して斯ういふ建議案が出ましたとお手許に配布しました、此の議案を出したことに對して差支ないと考へます。

○行政委員（遠山猛雄君）　議長にお伺ひ致します、さうすると民團が此の建議案に對して三分の一とかの株主にならうといふことが火急に必要な場合であると議長はお認になつて之を。

○議長（吉田房次郎君）　私は之に對して不公平な取扱をするといふ考は毫頭ない、公平に取扱ひたい、であるから既に茲に建議者等は斯ういふことが最も必要だと信じられて居る、之は當に出來んとして居る、一方にはお館令が出んとして居る、といふ場合でありますれば、此の建議といふものが果して成立つた成り立たんか解らんが、併し此の問題其のものが一番至急を要するものであらうと思ります、夫れ

で私は之を出したのであります、決して不公平な考は持ちません。

○行政委員（遠山猛雄君）

不公平とは申しませんが、自分として議論が重複したりするのは、要するに此の議員の中に此の問題を議するに民團財政を考へなければならない、其の時間を要する議題を何等豫備知識なしに議することが又斯ういふことになる、夫れで臨時民會といふ限られた機會に、若し議長が非常に必要だといふことならば。

○議長（吉田房次郎君）

もう大分遅いのでございます、此の問題を何時迄論じて居つても同じだらうと思ひます、論旨は大概盡きて居るやうでございますが。

○植前　香君　先程森川さんがもう少し研究したい御意見でありましたが、私も賛成であります、先程伺つて見ますと、機械の註文や建物の契約は終つたといふことになりますと、此の見込書に依りまして殆ど大丈夫です、殆ど支出すべきものを買つてしまつて居るのであります、未だ會社の成立もしない以前に於て發起人が十五萬弗の資本金と極めてしまつた會社に對して不安を持つ甚だ發起人のやり方にあきれると同時に不安を感じます、此の意見に於て此の建議案は此の際直に決定を見ずに今少し研究して決議したら何うか、私は森川さんの意見に賛成の意見を述べるのであります。

○砂田　寛君　先程から大分御議論があるやうでありますが、相當の議論を出したのは私の考が足りなかつたのであります、之が却て民團の爲にも會社の爲にも宜いだらうと考へた結果此の議案を出しました、が此の株主になつたら却て民團に有害であり又無效であるといふ議論も相當に

多いやうでございますので、私の出發點と反對の結果になつたやうにも思はれるのであります、何うも私の提案の趣旨と副はないことになりますので、相當時刻も遅うございますし、斯く紛糾を來すことを其のまゝ通して賛否を決することは萬一の爲、餘り本意に思ひませんので私自身としては本案を撤回して宜しうございます（拍手）尚附加へて置き度い事は提出の趣意は現在當に起らんとする氷會社に對しまして民團として出來るだけの先程問題になりました草案其他に就て監督權を充分設定されて合せて會社に間接に監督なさるやうにして頂き度いと思ひます。（拍手）

○小倉章宏君　砂田議員に一寸お問合して置き度いのですが、意見が紛糾したから提案を引込めると仰有いましたが、今日の賛成者は何ういふことになりませうか賛成者は置いてきぼりになつたやうで、私は貴下の御提案に對して事宜を得たものと思つて賛成したのでありますが、議長のお計ひで提出議員のなくなつた場合は何うなりますか。

○議長（吉田房次郎君）

提出者たる本人の砂田さんから撤回するといふことになつて居ります、撤回する他ございません若し賛成者で更に茲に案をお出しになるといふのなら別にお出しになる、之は撤回されて消滅致しました。（賛成）

清水さんに御相談申上げて置き度いと思ひます、復興資金を支那人に貸すかといふことの御質問があり、上野さんからお答がありましたが、此の問答は速記錄から取消して置きたいのです、貸すか貸さんかといふことが問題になつて發表されては面白くないと思ひます、御承認下さい。

○清水幸三郎君　承知致しました。

○小倉章宏君　本日の議事日程第三「電氣供給規程中改正ノ件」に就きまして、會長から特に製氷

會社との契約の件を一任するといふ附帶決議をして呉れといふことが議了されずに建議案に移つたやうに記憶して居ります、就きましては契約案を大体に於て電氣供給規程を改正して割引して宜いといふことになつたものを、別の意味はありますけれども、更に夫れを行政委員會の自由に出來ないといふことに就きまして、會長は何ういふ法規の準繩で夫れを御主張になるのか私は寡聞にして氣がつきませんから將來の參考の爲に伺つて置き度いと思ひます。

○議長（吉田房次郎君）

今のを速記錄から拔いてしまひます、皆さんも支那人に貸す貸さんといふ問題は除きませう。

（賛成）（異議なし）

○行政委員會長（上野　壽君）

現行法規類聚九頁、第三十一條六項「歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ又ハ權利ノ抛棄ヲ爲スコト」斯ういふことは凡て居留民會の議決を經なければならないことになります。

○小倉章宏君　電氣料の割引といふことが第六項に當てはまりませうか。

○行政委員會長（上野　壽君）

之に對して五年間に亘つて一種の權利を抛棄することになるのですから、或は歳入出豫算以外のものですから、何れ機會があがりますから其の時出します。

○議長（吉田房次郎君）

第四、會計檢査委員一名補缺選擧。

田中君が會計檢査委員をされて居つたのですが、此の春行政委員に上任された爲缺員になつて居

ります、一名です。

○岡本總領事　投票立會人と致しまして、山上君と小倉知正君にお願ひ致します。

（此の間投票）

○議長（吉田房次郎君）

名刺の數が四十四、投票の數も四十四票で合致致しますから開票致します。

（此の間開票、採點）

○議長（吉田房次郎君）

夫れでは投票の結果を御報告申上げます。

二十七票　鍛冶靜一郎君

十七票　長瀬安平君

鍛冶君が御當選になりました。

誠に遲く迄甚だ御勉強でございました。

臨時民會は之で閉會致します。

十六日午前二時二十分閉會

昭和四年第二十四次居留民會臨時會附錄

【二】第一生命保險相互會社ニ則假想位ノ件

一、本民團ハ天津第人壽再興株式會社ニ對シテ金參拾萬圓也ヲ別紙契約書ノ條項ニ依リ第一生命保險相互會社ニ借入ルコト

（別紙）

對第一生命保險相互會社金員借契約書案

天津居留民團ハ居留民ノ共濟及福利ヲ以テ其目的トシ第一生命保險相互會社ニ金參拾萬圓也ヲ天津第人壽再興株式會社ニ借入ルニ當リ契約ノ條項ヲ左ノ如ク定ム

第壹條　元金ハ借入ノ日ニ於テ貳拾年間據置キ以後參拾年間ニ左記ニヨリ分割償還ヲナスモノトス

但シ天津居留民團ヲ甲トシ第一生命保險相互會社ヲ乙トス

昭和七年拾月參拾壹日　金拾萬圓

但シ甲ノ都合ニヨリ臨時期限前償還ヲナスコトヲ妨ケス

第貳條　利息ハ年七分五厘ノ割合トシ毎年貳月末日及八月末日ノ兩度ニ各其ノ日迄ノ分ヲ支拂フモノトス

但シ最終ノ利息ハ元金ノ償還ト同時ニ支拂フモノトス

第參條　元金又ハ利息ノ支拂ヲ延滯シタル場合ニ於テハ其ノ延滯期間金百圓ニツキ日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ支拂フモノトス

第四條　甲ハ本債券ノ擔保トシテ其ノ所有ニ屬スル天尾炭礦ノ不動産ニ對シ第壹順位ノ抵當權設定シタリ甲ハ本契約締結後速ヤカニ乙ト共ニ前項ニヨル不動産抵當權設定ノ登記手續ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ登記手續トハ天津帝國專管居留地土地建物屋敷則ニヨル權利設定ノ登記手續ヲ指ス

第五條　前條ノ抵當物件ニ對シテハ甲ハ乙ノ許諾ナシニ之レヲ讓與シ又ハ處分シ若クハ其ノ他直接間接ニ抵當物件ノ價格ヲ減ジ又ハ減スル虞アルコトヲ爲ス

但シ此限ニ於テ元金ノ一部ヲ償還シタルトキ又ハ乙ノ認ムル相當ノ擔保ヲ提供シ甲ガ別段ノ承諾ヲ得タルトキハ本契約ニ違反シタルトキ若クハ抵當物件ノ所有權ヲ失フニ至リタル場合ニ於テハ乙ハ期限ノ利益ヲ失ヒ債務金ノ一時弁濟ヲナスコトヲ承認シタリ

昭和八年拾月參拾壹日　金拾萬圓

昭和九年拾月參拾壹日　金拾萬圓

第貳條　利息ハ年七分五厘ノ割合トシ毎年貳月末日及八月末日ノ兩度ニ各其ノ日迄ノ分ヲ支拂フモノトス

但シ最終ノ利息ハ元金ノ償還ト同時ニ支拂フモノトス

第參條　元金又ハ利息ノ支拂ヲ延滯シタル場合ニ於テハ其ノ延滯期間金百圓ニツキ日歩四錢ノ割合ヲ以テ延滯利息ヲ支拂フモノトス

第四條　甲ハ本債券ノ擔保トシテ其ノ所有ニ屬スル天尾炭礦ノ不動産ニ對シ第壹順位ノ抵當權設定シタリ甲ハ本契約締結後速ヤカニ乙ト共ニ前項ニヨル不動産抵當權設定ノ登記手續ヲ爲スヘキモノトス

前項ノ登記手續トハ天津帝國專管居留地土地建物屋敷則ニヨル權利設定ノ登記手續ヲ指ス

第五條　前條ノ抵當物件ニ對シテハ甲ハ乙ノ許諾ナシニ之レヲ讓與シ又ハ處分シ若クハ其ノ他直接間接ニ抵當物件ノ價格ヲ減ジ又ハ減スル虞アルコトヲ得タルトキ又ハ乙ノ認ムル相當ノ擔保ヲ提供シ甲ガ別段ノ承諾ヲ得タルトキハ本契約ニ違反シタルトキ若クハ抵當物件ノ所有權ヲ失フニ至リタル場合ニ於テハ乙ハ期限ノ利益ヲ失ヒ債務金ノ一時弁濟ヲナスコトヲ承認シタリ

第六條　甲ガ本件入金ノ用途ヲ誤リタルトキ若クハ抵當物件ノ所有權ヲ失フニ至リタル場合ニ於テハ乙ハ期限ノ利益ヲ失ヒ債務金ノ一時弁濟ヲナスコトヲ承認シタリ

第七條　甲ハ本契約ニヨル債務ノ弁濟ヲ履行セサルトキハ直チニ强制執行ヲ受クルモ異議ナキコトヲ認諾シタリ

コノ場合ニ於テハ本件抵當權實行ノ前後ナルト同時ナルトヲ問ハス甲ハ他ノ財産ニ對シテモ强制執行ヲ爲スコトヲ得ハク且ツ抵當物件ヲ讓渡スルニハ一切ノ費用ハ中ハ他ノ財産ニ對シテハ乙ノ任意トス

第八條　元利金其他總テ金錢ノ支拂ハ乙ノ本社又ハ其ノ指定シタル場所ニ於テナスヘシ

第九條　本契約ノ締結履行及抵當權實行ニ關スル一切ノ費用ハ中ノ負擔トス

第拾條　本契約ニヨリ生スル權利義務ニ關シ爭ヒヲ生シタルトキハ其ノ裁判所ヲ以テ之レガ管轄裁判所トス

【三】實業復興資金團債借付方法ニ關スル件

一、實業復興資金貸付方法ノ調査、研究及立案ハ之ヲ行政委員會ニ一任スルコト

【三】電氣供給規程中改正ノ件

一、電氣供給規程中左ノ通リ改ム

第十六條第二項ニ左ノ但書ヲ附加ス

但シ公益上ノ事由ニヨリ特ニ必要アリト認ムルトキハ行政委員會ハ特別ノ料金ヲ定ムルコトヲ得

二、附則ニ左ノ一項ヲ加フ

本規程中改正ニ係ル部分ハ昭和四年十一月一日之ヲ施行ス

【四】天津製氷冷藏株式會社株式所有ニ關スル建議案（撤回）

天津居留民團ハ將ニ日本租界内ニ設立セラレントスル上記株式會社ノ株式ヲ所有シ其經營ニ對シ充分ナル監督ト援助トヲ爲スヲ以テ衰モ適當ナリト信ス

但シ所有株式數ハ總株數ノ三分ノ一以内トシ其ノ決定及手續等ニ就テハ之レヲ行政委員會ニ一任スルコト

天津ニ於ケル冷藏用ノ氷ハ在留民ノ必要品ナリ從ツテ其給スヘキ氷塊ハ衛生的ノ良質ノモノタルコト

理由

資ヲ必要トスルハ勿論ナレトモ之トトモニ其依ハ可及的廉價ナラサルヘカラス然ルニカラス之レヲ製造販賣ヲ一營利會社ニ委スル時ハ漸次其本來ノ目的ヨリ遠サカルコト明ナリ而乃チ所謂株式會社性質ヲ帶ヒタル獨占的事業ハ之レ國營トスヘキモノナレ共民國財政ノ現狀及國際關係ノ風潮ヨリ見テ公平ニ眺メ又ハ之レヲ國營トスルモノナリト思考ス右建議ヲ爲ス所以ナリ

昭和四年十月十五日

提出議員　砂田

賛成者　潮上　安平　實

全　山

仝　手島喜兵衛
仝　小倉章宏
仝　山田榮治

昭和四年第二十四次居留民會臨時會要錄

一、議　員　四十九名（定員六十名）
一、會　期　一日（昭和四年十月十五日）
一、會　場　公會堂
一、成　績　（省略す）
一、議長及會議係

議長　吉田房次郎
副議長　大田万吉
理事　松本文三郎
書記　河島誠
速記　村岡藻里

（附錄終）